

平成11年4月30日

厚生省発児第86号

[一部改正] 平成11年12月9日厚生省発児第140号  
平成12年5月19日厚生省発児第91号  
平成12年11月22日厚生省発児第129号  
平成13年8月2日厚生省発児第314号  
平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号  
平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号  
平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号  
平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号  
平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号  
平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号  
平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号  
平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号  
平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号  
平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号  
平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号  
平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号  
平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号  
平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号  
平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号  
平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号  
平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号  
平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号  
平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号  
平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号  
平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号  
平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号  
平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号  
平成25年5月24日厚生労働省発雇児0524第1号  
平成25年7月29日厚生労働省発雇児0729第2号  
平成26年5月14日厚生労働省発雇児0514第2号  
平成26年10月9日厚生労働省発雇児1009第1号  
平成26年12月5日厚生労働省発雇児1205第1号  
平成27年2月3日厚生労働省発雇児0203第10号  
平成27年12月11日厚生労働省発雇児1211第5号  
平成28年1月20日厚生労働省発雇児0120第6号  
平成28年6月20日厚生労働省発雇児0620第2号  
平成28年9月5日厚生労働省発雇児0905第1号  
平成29年3月9日厚生労働省発雇児0309第4号  
平成29年9月5日厚生労働省発子0905第2号  
平成30年2月19日厚生労働省発子0219第2号  
平成30年12月19日厚生労働省発子1219第2号  
平成31年2月27日厚生労働省発子0227第2号  
令和元年10月18日厚生労働省発子1018第2号  
令和2年3月6日厚生労働省発子0306第4号  
令和3年3月10日厚生労働省発子0310第7号  
令和4年2月16日厚生労働省発子0216第2号

都道府県知事  
各 指定都市の市長 宛  
中核市の市長

厚生事務次官

## 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

（通則）

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省  
労働省 令第6号）第2

条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

### 第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、法第24条第5項又は第6項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」という。）、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号及び第5号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育又は保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第2条各号に規定する国立高度専門医療研究セ

ンター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする

(1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。

4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。

5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要

する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。

(1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第一（以下「別表」という。）の級地が「一級地」とされている地域とする。

(2) 「16 /100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。

(3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。

(4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。

(5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、東久留米市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、広島県府中町とする。

(6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域（東久留米市を除く。）及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。

(7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。

(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。

6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部並びに義務教育学校の後期課程を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。

7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。

8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

- 9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
- 10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。
- 11 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護所において、第3の2(1)の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

## 第2 国庫負担額等

### 1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

### 2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号及び第5号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所 (一時保護施設)		1 / 2	1 / 2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2

### 3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

### 4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

## 第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

### 1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、次の2から4によらず、支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市

の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

## 2 事務費の保護単価の設定方法

- (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「20 自立支援担当職員加算費」までの第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童心理治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護所において5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、(5)-エ、(5)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価

2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価×配置里親支援専門相談員数
3 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤職員)	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数(ただし、児童心理治療施設においては、一般分保護単価に含まれる心理療法担当職員数を減じた数)
4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院(10人未満の施設に限る。)又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)職業指導員加算分保護単価
6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)看護師加算分月額保護単価
7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(15)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

<p>9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価</p>	<p>母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)</p>
<p>10 小規模グループケア加算分保護単価</p>	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数</p>
<p>11 家庭支援専門相談員加算分保護単価</p>	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(19)家庭支援専門相談員加算分保護単価×配置家庭支援専門相談員数</p>
<p>12 単身赴任手当加算分保護単価</p>	<p>別に定める基準による職員が在職している場合</p>	<p>別に定める基準により設定された保護単価</p>

<p>13民間施設給与等 改善費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。</p>	<p>一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模かつ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）× 別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）</p>
<p>14除雪費</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(31)除雪費加算分保護単価</p>
<p>15降灰除去費</p>	<p>活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(32)降灰除去費加算分保護単価</p>

16社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(33)社会的養護処遇改善加算分保護単価
17小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(34)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の数
18地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(35)地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分月額保護単価
19医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(36)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価×実施か所数
20自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び自立援助ホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(37)自立支援担当職員加算(Ⅰ)分保護単価又は(38)自立支援担当職員加算(Ⅱ)分保護単価×実施か所数

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技

士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分、第三者評価受審費加算分、賃借費加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費及び一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費、自立支援担当職員加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、自立支援担当職員加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

### 3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(27)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

### 4 措置費等の支弁基準の設定方法

2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設

定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

#### 第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

##### 1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3、第8号、第51条第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。

##### 2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）</p>	<p>施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費</p>	<p>(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。</p> <p>ただし、社会的養護処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数＋3歳以上児の月額保護単価×そ</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>の月初日の3歳以上児措置児数          なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(3)          新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(4)  <math display="block">\frac{\text{その施設の月額保護単価} \times \text{その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）} \times \text{支弁率}}{\text{その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数}}</math>         その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(5)          その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。          なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を施設に対応する乳児</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>加算分保護単価等に置き換えて算定する。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であつて、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であつて、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式  <math display="block">\text{学習指導加算分保護単価} \times \text{その月の対象児童数}</math></p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式  <math display="block">\text{指導員特別加算分月額保護単価} \times \text{アの算式により算定した定員}</math></p> <p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式  <math display="block">\text{心理療法担当職員加算分月額保護単価 (常勤的非常勤単価又は非常勤単価)} \times \text{配置心理療法担当職員数} \times \text{アの算式により算定した定員}</math></p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式  <math display="block">\text{基幹的職員加算分月額保護単価} \times \text{アの算式により算定した定員}</math></p> <p>ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</p> <p>算式  <math display="block">\text{特別生活指導費加算分月額保護単価} \times \text{アの算式により算定した定員} \times \text{配置人数}</math></p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式  <math display="block">\text{夜間警備体制強化加算分月額保護単価} \times \text{アの算式により算定した定員}</math></p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式  <math display="block">\text{保育機能強化加算分月額保護単価} \times \text{アの算式により算定した定員}</math></p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上） 母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合においては次の額。 算式 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額314,000円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。 算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。 ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>算式</p> <p>その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費及び社会的養護処遇改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3)一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次ににより算出した利用定員が該当する保護単価。  { [前年度の一時保護延べ人日/12月/30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205}（小数点以下第1位の数値を四捨五入）</p> <p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合には、次の額を加算する。  一時保護所の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ 一時保護所が別に定める基準に該当する場合には次の額を加算する。  第三者評価受審に係る実費。  ただし、年額314,000円を限度とする。</p> <p>エ 建物の賃借に係る実費。  なお、礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>オ 一時保護所が別に定める基準により児童相談所一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1)  事務費			<p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right]$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）</p>	<p>その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費</p>	<p>(1)児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）</p>
	<p>自立援助ホームの入所児童</p>	<p>その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費</p>	
	<p>母子生活支援施設の入所者</p>	<p>その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費</p>	
	<p>母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）</p>	<p>その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）</p>	

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																		
			一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり) <table border="1" data-bbox="906 539 1366 1975"> <thead> <tr> <th data-bbox="906 539 1107 566">施設種別</th> <th data-bbox="1107 539 1366 566">一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="906 566 1107 741">児童養護施設</td> <td data-bbox="1107 566 1366 741">                     乳児分                      60,130円                      乳児以外分                      52,120円                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 741 1107 893">児童自立支援施設</td> <td data-bbox="1107 741 1366 893">                     入所児分                      52,120円                      通所児分                      15,970円                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 893 1107 1046">児童心理治療施設</td> <td data-bbox="1107 893 1366 1046">                     入所児分                      52,570円                      通所児分                      15,970円                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1046 1107 1198">里親</td> <td data-bbox="1107 1046 1366 1198">                     乳児分                      60,390円                      乳児以外分                      52,370円                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1198 1107 1350">乳児院</td> <td data-bbox="1107 1198 1366 1350">                     3才未満児分                      60,130円                      3才以上児分                      52,120円                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1350 1107 1503">ファミリーホーム</td> <td data-bbox="1107 1350 1366 1503">                     乳児分                      60,130円                      乳児以外分                      52,120円                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1503 1107 1677">自立援助ホーム</td> <td data-bbox="1107 1503 1366 1677">                     別に定める基準に該当する者 52,120円                      上記以外の者 11,360円                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1677 1107 1975">母子生活支援施設</td> <td data-bbox="1107 1677 1366 1975">                     入所者                      3,880円                      保育室保育入所児童                      3歳未満児                      9,730円                      3歳以上児                      6,180円                 </td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 60,130円 乳児以外分 52,120円	児童自立支援施設	入所児分 52,120円 通所児分 15,970円	児童心理治療施設	入所児分 52,570円 通所児分 15,970円	里親	乳児分 60,390円 乳児以外分 52,370円	乳児院	3才未満児分 60,130円 3才以上児分 52,120円	ファミリーホーム	乳児分 60,130円 乳児以外分 52,120円	自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 52,120円 上記以外の者 11,360円	母子生活支援施設	入所者 3,880円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,730円 3歳以上児 6,180円
施設種別	一般生活費(月額)																				
児童養護施設	乳児分 60,130円 乳児以外分 52,120円																				
児童自立支援施設	入所児分 52,120円 通所児分 15,970円																				
児童心理治療施設	入所児分 52,570円 通所児分 15,970円																				
里親	乳児分 60,390円 乳児以外分 52,370円																				
乳児院	3才未満児分 60,130円 3才以上児分 52,120円																				
ファミリーホーム	乳児分 60,130円 乳児以外分 52,120円																				
自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 52,120円 上記以外の者 11,360円																				
母子生活支援施設	入所者 3,880円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,730円 3歳以上児 6,180円																				

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費			<p>算式(2)</p> <p>乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価104,970円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児童延人員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日措置又はその解除の措置があった場合は児童(母子生活支援施設にあっては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>((1)一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の措置児童(者)延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合について</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2)  一般生活費			<p>は、次の算式により算定した額。</p> <p>算式  <math>(\text{月額保護単価} \div \text{その月の開所日数}) \times \text{その月の通所した日数}</math>  (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。  (5)一時保護所（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合  法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数<math>\times</math>4,340円（児童が乳児の場合、延児童数<math>\times</math>5,870円）</p> <p>②6日目から30日目まで  法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数<math>\times</math>1,200円（児童が乳児の場合、延児童数<math>\times</math>1,210円）</p> <p>③①及び②以外  法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数<math>\times</math>1,710円（児童が乳児の場合、延児童数<math>\times</math>1,980円）  法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数<math>\times</math>3,300円  （ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く）</p> <p>④乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式①～③により算定した額に次の算式により算定した額を加算する。  法第33条の規定により一時保護された延児童数<math>\times</math>3,450円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
	里親及びファミリーホームの委託児童	里親及びファミリーホームの養育者が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>里親及びファミリーホームの養育者が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>別に定める基準による延児童数（2歳未満）×8,640円＋別に定める基準による延児童数（2歳以上）×5,600円</p>
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童</p> <p>算式(1)</p> <p>別に定める基準による児童数×月額26,100円</p> <p>一時保護委託児童</p> <p>算式(2)</p> <p>別に定める基準による児童数×日額850円</p>
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童（3歳未満児）	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>一時保護委託児童数(3歳未満児)×日額2,430円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	ア 点数分 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式により算定した額の合算額。</p> <p>算式</p> <p>ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費(総合防災対策強化事業に限る。)を必要とするものと認定された施設(第二種助産施設に限る。)にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>(注) 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
	イ 点数 以外 の 分	(ア) 分娩 介助 料	助産施設の 入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき236,200円を限度として支弁できる。
(イ) 胎盤 処置 料		胎盤処置料		胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。	
(ウ) 新生 児介 補料		新生児介補料		新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。 分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理	
(5) 助産施設基本分保護費	イ 点数 以外 の 分	(エ) 保 険 料		保険料	の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、12,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児			幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。）が利用する施設・事業所（以下「幼稚園等」という。）の就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支給がある場合においては、その額を控除した額とする。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(7) 教育費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費</p> <p>(2) 教材代</p> <p>(3) 通学のための交通費</p> <p>(4) 部活動費</p> <p>(5) 学習塾費</p> <p>(6) 児童自立支援施設の教材費</p> <p>(7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等</p> <p>(8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額。</p> <p>ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p> <p>教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 1093 1366 1256"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,210円</td> <td>4,380円</td> <td>4,380円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額。</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,210円	4,380円	4,380円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,210円	4,380円	4,380円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			<p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児290円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。)</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費年額保護単価86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>
(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 779 1369 1010"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	22,690円										
中学校第3学年	60,910円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円										
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式</p> <p>次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 1317 1369 1435"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	64,300円	中学校第1学年入学児童	81,000円		
学年別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	64,300円										
中学校第1学年入学児童	81,000円										

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄						
(11) 特別育成費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(3)、(5)及び(6)に限る。(5)は中学生含む。)、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの（既に就職しているものは除く。）又は別に定めるもの（第3欄の(4)、(5)及び(6)に限る）。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等</p> <p>(2) 通学のための交通費</p> <p>(3) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費</p> <p>(4) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p> <p>(5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費</p> <p>(6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(3)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価を上限として、実費を合算した額。 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 734 1362 846"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>23,330円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>34,540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額。</p> <p>算式(3) 入学時特別加算費年額保護単価86,300円を上限として、実費を合算した額。</p> <p>算式(4) 資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるもの)</p> <p>算式(5) 補習費保護単価20,000円(高等学校第3学年は25,000円)を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、学習塾等を利用した児童であって別に定めるもの)</p> <p>算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、個別学習支援を受けた児童であって別に定めるもの)</p>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	23,330円	私立高等学校	34,540円
公私別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	23,330円								
私立高等学校	34,540円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(12) 夏季等特別行事	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費 1 件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童数
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,500円×12月初日の措置又は一時保護児童数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(14) 医療費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。</p>	<p>その児童等の医療に必要な経費</p>	<p>次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。</p>
(15) 職業補導費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(16)冷 暖 房 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、自立援助ホーム、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合においては、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。</p> <p>算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数</p> <p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数</p>

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
(16) 冷 暖 房 費			冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)					
			級地別 施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地	その他
			児童養護施設	5,290 円	4,980 円	4,920 円	3,780 円	870 円
			児童自立支援施設	6,080 円	5,700 円	5,630 円	4,330 円	870 円
			里親	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円
			母子生活支援施設	2,440 円	2,240 円	2,210 円	1,660 円	130 円
			乳児院	8,780 円	8,130 円	8,020 円	6,240 円	870 円
			児童心理治療施設	6,520 円	6,090 円	6,010 円	4,640 円	870 円
			一時保護所	4,740 円	4,470 円	4,420 円	3,530 円	870 円
			ファミリーホーム	4,840 円	4,580 円	4,530 円	3,460 円	870 円
			自立援助ホームA	5,850 円	5,490 円	5,420 円	4,170 円	870 円
			自立援助ホームB	2,810 円	2,580 円	2,540 円	1,870 円	130 円

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(16) 冷 暖 房 費			<p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2) 「自立援助ホームA」は、別に定める基準に該当する場合とし、「自立援助ホームB」は、それ以外とする。</p> <p>(注3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4) 「一時保護所」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護所」の単価を用いること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合(自立援助ホームBを除く。)は次の表を用いること。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																																																						
(16) 冷 暖 房 費			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="898 421 1045 604">級地別 施設種別</th> <th data-bbox="1045 421 1125 604">旧5級地</th> <th data-bbox="1125 421 1204 604">旧4級地</th> <th data-bbox="1204 421 1284 604">旧3級地</th> <th data-bbox="1284 421 1375 604">旧2級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="898 604 1045 672">児童養護施設</td> <td data-bbox="1045 604 1125 672">2,730円</td> <td data-bbox="1125 604 1204 672">2,090円</td> <td data-bbox="1204 604 1284 672">1,350円</td> <td data-bbox="1284 604 1375 672">1,010円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 672 1045 739">児童自立支援施設</td> <td data-bbox="1045 672 1125 739">2,730円</td> <td data-bbox="1125 672 1204 739">2,090円</td> <td data-bbox="1204 672 1284 739">1,350円</td> <td data-bbox="1284 672 1375 739">1,010円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 739 1045 795">里親</td> <td data-bbox="1045 739 1125 795">2,730円</td> <td data-bbox="1125 739 1204 795">2,090円</td> <td data-bbox="1204 739 1284 795">1,350円</td> <td data-bbox="1284 739 1375 795">1,010円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 795 1045 862">母子生活支援施設</td> <td data-bbox="1045 795 1125 862">450円</td> <td data-bbox="1125 795 1204 862">380円</td> <td data-bbox="1204 795 1284 862">240円</td> <td data-bbox="1284 795 1375 862">150円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 862 1045 929">乳児院</td> <td data-bbox="1045 862 1125 929">2,890円</td> <td data-bbox="1125 862 1204 929">2,270円</td> <td data-bbox="1204 862 1284 929">1,440円</td> <td data-bbox="1284 862 1375 929">1,050円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 929 1045 996">児童心理治療施設</td> <td data-bbox="1045 929 1125 996">2,730円</td> <td data-bbox="1125 929 1204 996">2,090円</td> <td data-bbox="1204 929 1284 996">1,350円</td> <td data-bbox="1284 929 1375 996">1,010円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 996 1045 1064">一時保護所</td> <td data-bbox="1045 996 1125 1064">2,730円</td> <td data-bbox="1125 996 1204 1064">2,090円</td> <td data-bbox="1204 996 1284 1064">1,350円</td> <td data-bbox="1284 996 1375 1064">1,010円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 1064 1045 1131">ファミリーホーム</td> <td data-bbox="1045 1064 1125 1131">2,730円</td> <td data-bbox="1125 1064 1204 1131">2,090円</td> <td data-bbox="1204 1064 1284 1131">1,350円</td> <td data-bbox="1284 1064 1375 1131">1,010円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 1131 1045 1191">自立援助ホームA</td> <td data-bbox="1045 1131 1125 1191">2,730円</td> <td data-bbox="1125 1131 1204 1191">2,090円</td> <td data-bbox="1204 1131 1284 1191">1,350円</td> <td data-bbox="1284 1131 1375 1191">1,010円</td> </tr> </tbody> </table>					級地別 施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	児童養護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	児童自立支援施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	里親	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	母子生活支援施設	450円	380円	240円	150円	乳児院	2,890円	2,270円	1,440円	1,050円	児童心理治療施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	一時保護所	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	ファミリーホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	自立援助ホームA	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
級地別 施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地																																																					
児童養護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
児童自立支援施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
里親	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
母子生活支援施設	450円	380円	240円	150円																																																					
乳児院	2,890円	2,270円	1,440円	1,050円																																																					
児童心理治療施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
一時保護所	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
ファミリーホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
自立援助ホームA	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
(17) 就 職 支 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価82,760円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価198,540円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>																																																						

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(18) 自大立学生進生活学支等度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価82,760円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価198,540円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が159,040円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価159,040円×死亡児数

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。
(21) 里親手当	里親委託児童	その児童に係る委託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000円×1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000円×1人
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童	新たに措置した際に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>里親委託児童又はファミリーホーム入所児童</p> <p>算式(1)</p> <p>受託支度費1件当たり保護単価 44,630円×新規委託措置児童数</p> <p>自立援助ホーム入所児童</p> <p>算式(2)</p> <p>受託支度費1件当たり保護単価 44,630円×新規委託措置児童であつて別に定める基準に該当する者の数</p>
(24) 委一託時手保当護	一時保護委託児童であつて、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	<p>次の算式により算定した額</p> <p>算式(1)</p> <p>保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより医療機関へ一時保護委託した児童</p> <p>一時保護委託児童数×日額36,460円</p> <p>算式(2)</p> <p>(1)を除く一時保護委託児童</p> <p>一時保護委託児童数×日額4,630円</p>
(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であつて別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(26) 通一学時送迎保護費委託児童	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円
(27) 防災対策費	自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	総合的な防災対策の充実にかかる実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。

### 3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

## 第5 徴収金基準額

### 1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とすること。

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム	
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円	
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500円	2,200円
C2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円	
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000円	4,500円
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500円	6,700円
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700円	9,300円
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000円	14,500円
D5	183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600円	
D6	403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)	

D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)

			きは166,600円とする。 。)	する。)
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」………扶養義務者のいない世帯(自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみ</p>			

なす。)

(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という）」（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし

、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム	
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円	
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円	3,300円
D 2		9,001円から 27,000円まで	9,000円	4,500円
D 3		27,001円から 57,000円まで	13,500円	6,700円
D 4		57,001円から 93,000円まで	18,700円	9,300円
D 5		93,001円から 177,300円まで	29,000円	14,500円
D 6		177,301円から 258,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600円
D 7		258,101円から 348,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）

D 8	348,101円から 456,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 9	456,101円から 583,200円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D 10	583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D 11	704,001円から 852,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D 12	852,001円から 1,044,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D 13	1,044,001円から 1,225,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)

			。)	
D14		1,225,501円から 1,426,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D15		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p>			

(3) 「在宅障害児(者) (社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「障害者総合支援法という」) (平成17年法律第123号) 第6条の自立支援給付の受給者 (障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。) 又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。) のいる世帯」  
…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱 (昭和48年9月27日厚生省発児第156号) に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号) に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法 (昭和34年法律第141号) に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法 (昭和25年法律第144号) に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について (平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額 (児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額 (実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。) をいう。以下同じ。) を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準

	<p>額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、408,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
--	--

## 2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費は、徴収の対象とはならないこと。

#### 算式（１）

その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。次の算式（２）においても同じ。）＋事業費の各費目（里親手当除く。次の算式（２）においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

#### 算式（２）

[（事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

### 第６ 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に１円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

### 第７ 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

### 第８ 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

別表 1

事務費の保護単価[児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり]表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	321,760	313,270	311,140	304,770	300,530	292,030	285,660	279,290
21～25人	283,450	275,940	274,060	268,430	264,670	257,170	251,530	245,900
26～30	245,130	238,610	236,980	232,080	228,820	222,300	217,400	212,510
31～35	228,890	222,770	221,250	216,660	213,610	207,490	202,900	198,330
36～40	212,640	206,940	205,510	201,230	198,390	192,690	188,420	184,140
41～45	208,400	202,760	201,340	197,100	194,270	188,620	184,380	180,140
46～50	182,470	177,520	176,280	172,570	170,090	165,140	161,430	157,720
51～55	177,890	173,060	171,850	168,230	165,810	160,970	157,350	153,720
56～60	173,310	168,590	167,420	163,880	161,520	156,810	153,270	149,730
61～65	168,920	164,320	163,170	159,720	157,420	152,820	149,370	145,920
66～70	164,530	160,050	158,920	155,560	153,320	148,840	145,480	142,110
71～75	160,610	156,230	155,130	151,850	149,660	145,280	141,990	138,710
76～80	156,690	152,410	151,340	148,130	145,990	141,720	138,510	135,300
81～85	153,840	149,640	148,590	145,440	143,340	139,130	135,980	132,830
86～90	151,000	146,870	145,840	142,740	140,680	136,550	133,450	130,350
91～95	147,870	143,830	142,820	139,790	137,780	133,740	130,710	127,680
96～100	144,730	140,790	139,800	136,840	134,870	130,930	127,970	125,010
101～105	143,150	139,250	138,280	135,340	133,390	129,490	126,550	123,630
106～110	141,580	137,720	136,750	133,850	131,910	128,050	125,150	122,250
111～115	140,000	136,170	135,210	132,340	130,430	126,610	123,730	120,860
116～120	138,410	134,620	133,680	130,840	128,940	125,150	122,320	119,480
121～125	136,970	133,220	132,290	129,470	127,600	123,850	121,030	118,220
126～130	135,540	131,820	130,890	128,110	126,250	122,530	119,750	116,960
131～135	134,620	130,920	130,010	127,240	125,380	121,690	118,920	116,150
136～140	133,700	130,030	129,110	126,350	124,520	120,840	118,090	115,340
141～145	132,370	128,730	127,820	125,090	123,270	119,630	116,900	114,170
146～150	131,040	127,440	126,540	123,830	122,030	118,420	115,720	113,010
151人以上	130,380	126,800	125,900	123,200	121,410	117,820	115,130	112,440

(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	342,450	333,290	331,010	324,140	319,560	310,410	303,550	296,680
21～25人	300,690	292,630	290,610	284,570	280,540	272,480	266,440	260,390
26～30	258,920	251,960	250,220	244,990	241,510	234,550	229,320	224,100
31～35	241,180	234,680	233,050	228,170	224,920	218,420	213,530	208,660
36～40	223,440	217,400	215,880	211,350	208,330	202,280	197,760	193,220

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	1,462,440	1,431,240	1,423,380	1,399,980	1,384,380	1,353,120	1,329,660	1,306,260

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	286,090	279,010	277,230	271,920	268,380	261,300	255,980	250,670
31～35人	269,660	262,930	261,250	256,200	252,830	246,100	241,050	235,990
36～40	253,240	246,860	245,260	240,480	237,290	230,900	226,120	221,330
41～45	249,290	242,890	241,280	236,490	233,290	226,880	222,090	217,290
46～50	234,530	228,460	226,940	222,380	219,350	213,270	208,720	204,170
51～55	228,480	222,550	221,060	216,610	213,640	207,700	203,250	198,790
56～60	222,440	216,640	215,190	210,830	207,930	202,120	197,770	193,420
61～65	217,400	211,710	210,280	206,010	203,160	197,460	193,190	188,920
66～70	212,360	206,780	205,380	201,180	198,390	192,800	188,610	184,420
71～75	207,740	202,250	200,880	196,760	194,010	188,520	184,410	180,290
76～80	203,110	197,720	196,370	192,330	189,630	184,250	180,200	176,160
81～85	199,810	194,490	193,150	189,160	186,500	181,170	177,180	173,180
86～90	196,520	191,250	189,940	185,990	183,360	178,100	174,150	170,200
91～95	192,950	187,760	186,450	182,560	179,960	174,760	170,860	166,960
96～100	189,390	184,260	182,970	179,120	176,560	171,430	167,580	163,730
101～105	187,890	182,800	181,530	177,710	175,170	170,070	166,250	162,440
106～110	186,410	181,360	180,090	176,300	173,770	168,720	164,940	161,140
111～115	184,640	179,630	178,370	174,610	172,110	167,100	163,340	159,580
116～120	182,860	177,890	176,650	172,920	170,440	165,470	161,750	158,020
121～125	181,790	176,840	175,610	171,890	169,420	164,480	160,760	157,050
126～130	180,710	175,780	174,550	170,860	168,390	163,470	159,770	156,080
131～135	179,320	174,430	173,210	169,530	167,090	162,200	158,530	154,850
136～140	177,940	173,070	171,860	168,220	165,780	160,920	157,270	153,630
141～145	176,830	171,990	170,770	167,140	164,720	159,880	156,250	152,620
146～150	175,720	170,900	169,690	166,080	163,660	158,840	155,220	151,600
151人以上	174,790	169,990	168,790	165,190	162,790	157,980	154,380	150,790

(4) 乳児院（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	843,900	821,480	815,880	799,060	787,860	765,440	748,630	731,820
11～15人	667,180	649,260	644,780	631,350	622,390	604,470	591,030	577,600
16～20	594,560	578,220	574,130	561,880	553,710	537,370	525,120	512,860
21～25	519,740	505,420	501,830	491,090	483,920	469,600	458,850	448,100
26～30	499,620	485,790	482,340	471,970	465,050	451,230	440,860	430,490
31～35	484,970	471,520	468,150	458,070	451,340	437,890	427,810	417,720
36～40	470,320	457,240	453,970	444,170	437,640	424,560	414,760	404,960
41～45	457,730	444,980	441,790	432,230	425,850	413,110	403,550	393,990
46～50	445,130	432,710	429,610	420,290	414,080	401,660	392,340	383,030
51～55	439,960	427,670	424,590	415,380	409,230	396,950	387,730	378,520
56～60	434,780	422,620	419,580	410,470	404,390	392,240	383,130	374,010
61～65	430,100	418,070	415,060	406,040	400,020	387,990	378,970	369,950
66～70	425,430	413,520	410,550	401,610	395,660	383,750	374,810	365,890
71～75	421,290	409,490	406,530	397,680	391,780	379,980	371,130	362,280
76～80	417,140	405,450	402,530	393,760	387,910	376,220	367,450	358,670
81～85	413,170	401,580	398,680	389,990	384,190	372,600	363,910	355,220
86～90	409,190	397,710	394,830	386,220	380,470	368,990	360,370	351,750
91人以上	404,810	393,440	390,600	382,070	376,390	365,020	356,490	347,960

(4) 乳児院（2歳児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	740,480	721,020	716,150	701,550	691,820	672,350	657,750	643,150
11～15人	600,570	584,510	580,490	568,440	560,410	544,340	532,290	520,250
16～20	517,560	503,360	499,820	489,170	482,070	467,880	457,230	446,580
21～25	478,770	465,550	462,250	452,330	445,730	432,510	422,600	412,690
26～30	448,830	436,380	433,270	423,940	417,720	405,270	395,940	386,610
31～35	435,190	423,090	420,070	411,000	404,950	392,860	383,790	374,720
36～40	421,550	409,800	406,870	398,060	392,190	380,440	371,640	362,830
41～45	407,910	396,510	393,670	385,120	379,420	368,030	359,490	350,940
46～50	394,270	383,220	380,460	372,180	366,660	355,620	347,330	339,050
51～55	389,780	378,850	376,120	367,930	362,460	351,540	343,340	335,150
56～60	385,290	374,480	371,780	363,670	358,270	347,460	339,350	331,250
61～65	380,800	370,110	367,440	359,420	354,070	343,380	335,360	327,340
66～70	376,310	365,740	363,100	355,160	349,880	339,300	331,370	323,440
71～75	371,830	361,370	358,750	350,910	345,680	335,230	327,380	319,540
76～80	367,340	357,000	354,410	346,660	341,490	331,150	323,390	315,640
81～85	362,850	352,630	350,070	342,400	337,290	327,070	319,400	311,730
86～90	358,360	348,260	345,730	338,150	333,100	322,990	315,410	307,830
91人以上	353,870	343,890	341,390	333,900	328,900	318,910	311,420	303,930

(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	627,360	611,000	606,910	594,640	586,460	570,100	557,830	545,560
11～15人	456,570	444,620	441,630	432,670	426,700	414,750	405,790	396,830
16～20	382,550	372,220	369,630	361,880	356,720	346,380	338,630	330,880
21～25	349,160	339,650	337,270	330,140	325,380	315,880	308,740	301,610
26～30	322,820	313,980	311,770	305,140	300,720	291,880	285,250	278,620
31～35	308,280	299,810	297,700	291,350	287,120	278,650	272,310	265,960
36～40	293,740	285,650	283,630	277,560	273,520	265,430	259,360	253,300
41～45	279,200	271,490	269,560	263,770	259,920	252,210	246,420	240,640
46～50	264,660	257,320	255,490	249,980	246,320	238,980	233,480	227,980
51～55	259,630	252,420	250,620	245,220	241,620	234,420	229,010	223,610
56～60	254,600	247,530	245,760	240,460	236,920	229,850	224,550	219,250
61～65	249,570	242,630	240,900	235,700	232,230	225,290	220,090	214,880
66～70	244,550	237,740	236,040	230,930	227,530	220,720	215,620	210,520
71～75	239,520	232,840	231,180	226,170	222,830	216,160	211,160	206,150
76～80	234,490	227,950	226,310	221,410	218,140	211,600	206,690	201,790
81～85	229,460	223,050	221,450	216,640	213,440	207,030	202,230	197,420
86～90	224,430	218,160	216,590	211,880	208,740	202,470	197,760	193,060
91人以上	219,410	213,260	211,730	207,120	204,050	197,900	193,300	188,690

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	652,070	634,940	630,660	617,820	609,260	592,130	579,280	566,440

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	180,750	176,510	175,230	172,280	170,160	165,930	162,750	159,570
11～20世帯	158,040	154,020	152,910	150,010	148,000	143,980	140,960	137,950
21～30	126,460	123,190	122,290	119,910	118,270	114,990	112,540	110,080
31～40	95,210	92,750	92,080	90,290	89,060	86,600	84,760	82,920
41～50	85,860	83,640	83,040	81,430	80,330	78,110	76,450	74,800
51世帯以上	76,500	74,540	74,000	72,570	71,590	69,620	68,150	66,670

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1世帯につき	円 150,450	円 147,160	円 146,340	円 143,870	円 142,220	円 138,930	円 136,460	円 134,000

(8) 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
20人まで	円 454,780	円 442,120	円 439,090	円 432,890	円 429,460	円 416,830	円 407,180	円 398,070
21～25人	円 407,870	円 396,470	円 393,690	円 387,890	円 384,600	円 373,220	円 364,590	円 356,240
26～30人	円 360,950	円 350,820	円 348,290	円 342,900	円 339,740	円 329,610	円 322,010	円 314,400
31～35人	円 342,480	円 332,840	円 330,430	円 325,170	円 322,050	円 312,400	円 305,180	円 297,940
36～40	円 324,020	円 314,860	円 312,570	円 307,440	円 304,360	円 295,210	円 288,340	円 281,470
41～45	円 310,450	円 301,650	円 299,450	円 294,380	円 291,300	円 282,490	円 275,890	円 269,290
46人以上	円 296,900	円 288,440	円 286,330	円 281,320	円 278,240	円 269,780	円 263,440	円 257,100

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
児童自立支援施設通所部	円 74,660	円 72,520	円 71,980	円 70,370	円 69,290	円 67,150	円 65,530	円 63,920

(10) 児童心理治療施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
児童心理治療施設通所部	円 113,590	円 110,280	円 109,450	円 106,960	円 105,300	円 101,990	円 99,500	円 97,020

(11) 自立援助ホーム

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
6人まで	円 254,790	円 249,440	円 248,100	円 244,080	円 241,410	円 236,060	円 232,040	円 228,030
7～9人	円 228,820	円 223,540	円 222,220	円 218,260	円 215,610	円 210,330	円 206,370	円 202,400
10～12	円 215,840	円 210,590	円 209,280	円 205,340	円 202,720	円 197,470	円 193,530	円 189,590
13～15	円 208,050	円 202,820	円 201,520	円 197,590	円 194,980	円 189,750	円 185,830	円 181,910
16～18	円 202,860	円 197,640	円 196,340	円 192,430	円 189,820	円 184,600	円 180,690	円 176,780
19人以上	円 198,780	円 193,570	円 192,270	円 188,360	円 185,760	円 180,550	円 176,650	円 172,750

## (12) ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	198,660	195,320	194,490	191,990	190,320	186,990	184,490	181,990
6人	165,550	162,770	162,070	159,990	158,600	155,820	153,740	151,660

## (13) 一時保護所

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,554,970	12,230,100	12,148,880	11,905,230	11,742,790	11,417,910	11,174,260	10,930,600
6～10人	18,346,120	17,844,310	17,718,860	17,342,500	17,091,600	16,589,790	16,213,430	15,837,070
11～15	29,399,980	28,573,300	28,366,620	27,746,610	27,333,270	26,506,580	25,886,570	25,266,560
16～20	35,191,120	34,187,510	33,936,600	33,183,880	32,682,080	31,678,460	30,925,740	30,173,030
21～25	40,982,270	39,801,720	39,506,580	38,621,160	38,030,890	36,850,330	35,964,910	35,079,500
26～30	46,773,410	45,415,930	45,076,550	44,058,440	43,379,690	42,022,200	41,004,090	39,985,980
31～35	57,162,270	55,479,920	55,059,320	53,797,540	52,956,370	51,274,000	50,012,230	48,750,460
36～40	62,953,410	61,094,130	60,629,290	59,234,820	58,305,170	56,445,870	55,051,400	53,656,930
41～45	68,744,560	66,708,340	66,199,270	64,672,100	63,653,980	61,617,750	60,090,570	58,563,410
46～50	74,535,700	72,322,560	71,769,250	70,109,370	69,002,790	66,789,620	65,129,740	63,469,880
51～55	80,326,850	77,936,770	77,339,220	75,546,650	74,351,600	71,961,500	70,168,920	68,376,350
56～60	86,117,990	83,550,980	82,909,200	80,983,920	79,700,410	77,133,370	75,208,090	73,282,830
61～65	91,909,140	89,165,190	88,479,180	86,421,200	85,049,220	82,305,240	80,247,260	78,189,300
66～70	97,700,280	94,779,400	94,049,160	91,858,480	90,398,030	87,477,120	85,286,440	83,095,770

※1 か所当たりの年額

## 2 加算分保護単価

### (1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価

#### ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	321,760	313,270	311,140	304,770	300,530	292,030	285,660	279,290
21～25人	292,100	284,340	282,410	276,590	272,710	264,960	259,140	253,320
26～30	262,440	255,420	253,670	248,400	244,900	237,880	232,620	227,360
31～35	244,310	237,760	236,130	231,210	227,940	221,390	216,470	211,560
36～40	226,190	220,110	218,590	214,020	210,980	204,900	200,330	195,770
41～45	220,380	214,390	212,890	208,390	205,400	199,400	194,900	190,410
46～50	192,860	187,610	186,300	182,360	179,740	174,490	170,560	166,620
51～55	187,990	182,860	181,590	177,750	175,180	170,060	166,220	162,380
56～60	183,110	178,120	176,870	173,130	170,630	165,630	161,890	158,150
61～65	178,510	173,640	172,420	168,770	166,330	161,460	157,810	154,150
66～70	173,910	169,160	167,980	164,410	162,040	157,290	153,720	150,160
71～75	169,840	165,200	164,030	160,550	158,230	153,590	150,110	146,630
76～80	165,760	161,220	160,090	156,690	154,420	149,890	146,490	143,090
81～85	163,740	159,260	158,140	154,780	152,530	148,050	144,690	141,330
86～90	161,730	157,290	156,190	152,870	150,640	146,220	142,890	139,570
91～95	158,410	154,070	152,980	149,730	147,560	143,230	139,980	136,720
96～100	155,080	150,840	149,780	146,600	144,480	140,250	137,070	133,890
101～105	153,340	149,150	148,100	144,950	142,860	138,670	135,520	132,370
106～110	151,610	147,460	146,430	143,310	141,240	137,090	133,970	130,860
111～115	149,900	145,790	144,760	141,680	139,630	135,520	132,440	129,360
116～120	148,180	144,120	143,100	140,050	138,020	133,960	130,910	127,860
121～125	146,640	142,610	141,610	138,590	136,580	132,550	129,530	126,510
126～130	145,090	141,110	140,110	137,120	135,130	131,140	128,150	125,170
131～135	144,700	140,720	139,720	136,740	134,750	130,770	127,790	124,800
136～140	144,310	140,330	139,340	136,360	134,370	130,400	127,410	124,440
141～145	142,850	138,920	137,930	134,980	133,010	129,070	126,120	123,170
146～150	141,400	137,500	136,530	133,600	131,650	127,750	124,820	121,900
151人以上	140,870	136,980	136,010	133,090	131,150	127,260	124,340	121,430

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	342,450	333,290	331,010	324,140	319,560	310,410	303,550	296,680
21～25人	309,340	301,030	298,960	292,730	288,580	280,270	274,040	267,810
26～30	276,230	268,770	266,910	261,320	257,590	250,130	244,540	238,950
31～35	256,610	249,670	247,940	242,730	239,260	232,310	227,110	221,900
36～40	237,000	230,570	228,960	224,140	220,920	214,490	209,670	204,850

イ 4.5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	321,760	313,270	311,140	304,770	300,530	292,030	285,660	279,290
21～25人	300,690	292,690	290,690	284,690	280,690	272,700	266,700	260,700
26～30	279,620	272,120	270,240	264,610	260,860	253,360	247,730	242,100
31～35	259,630	252,650	250,900	245,660	242,170	235,190	229,950	224,710
36～40	239,650	233,180	231,570	226,720	223,480	217,020	212,170	207,320
41～45	232,260	225,930	224,350	219,600	216,430	210,110	205,350	200,600
46～50	203,160	197,630	196,240	192,090	189,320	183,780	179,620	175,470
51～55	198,010	192,600	191,250	187,200	184,490	179,090	175,040	170,990
56～60	192,860	187,590	186,270	182,310	179,680	174,400	170,450	166,500
61～65	189,290	184,110	182,820	178,930	176,340	171,160	167,290	163,400
66～70	185,720	180,640	179,370	175,560	173,010	167,920	164,110	160,300
71～75	181,340	176,370	175,130	171,400	168,920	163,950	160,220	156,500
76～80	176,950	172,100	170,890	167,250	164,820	159,970	156,340	152,700
81～85	174,710	169,910	168,710	165,120	162,720	157,920	154,330	150,730
86～90	172,450	167,720	166,530	162,980	160,610	155,870	152,320	148,770
91～95	168,940	164,310	163,150	159,670	157,350	152,710	149,240	145,770
96～100	165,420	160,890	159,760	156,360	154,090	149,560	146,160	142,770
101～105	163,540	159,050	157,930	154,570	152,320	147,840	144,480	141,120
106～110	161,650	157,210	156,100	152,770	150,560	146,120	142,790	139,470
111～115	160,520	156,110	155,010	151,700	149,500	145,090	141,780	138,480
116～120	159,390	155,010	153,910	150,620	148,440	144,050	140,770	137,480
121～125	157,680	153,340	152,260	149,010	146,830	142,500	139,240	135,990
126～130	155,970	151,670	150,600	147,380	145,230	140,940	137,710	134,500
131～135	155,430	151,140	150,070	146,860	144,710	140,430	137,220	134,010
136～140	154,880	150,610	149,540	146,340	144,200	139,930	136,720	133,510
141～145	153,310	149,080	148,020	144,840	142,730	138,490	135,320	132,140
146～150	151,740	147,540	146,490	143,350	141,250	137,060	133,910	130,760
151人以上	151,490	147,300	146,250	143,100	141,010	136,820	133,680	130,540

イ 4.5:1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	342,450	333,290	331,010	324,140	319,560	310,410	303,550	296,680
21～25人	317,930	309,380	307,240	300,830	296,560	288,010	281,600	275,190
26～30	293,410	285,470	283,480	277,520	273,550	265,610	259,650	253,690
31～35	271,930	264,560	262,710	257,170	253,480	246,110	240,580	235,040
36～40	250,450	243,640	241,940	236,830	233,430	226,620	221,510	216,400

ウ 4：1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	347,720	338,490	336,180	329,260	324,640	315,410	308,490	301,560
21～25人	322,320	313,710	311,550	305,090	300,790	292,180	285,710	279,250
26～30	296,920	288,930	286,930	280,930	276,930	268,940	262,940	256,950
31～35	276,780	269,310	267,440	261,830	258,100	250,630	245,030	239,420
36～40	256,640	249,690	247,960	242,750	239,270	232,320	227,110	221,900
41～45	251,100	244,230	242,520	237,370	233,940	227,070	221,920	216,770
46～50	223,860	217,730	216,200	211,600	208,540	202,410	197,820	193,220
51～55	217,780	211,820	210,320	205,850	202,870	196,900	192,430	187,950
56～60	211,710	205,900	204,450	200,100	197,200	191,390	187,030	182,680
61～65	207,390	201,700	200,270	196,010	193,160	187,470	183,200	178,930
66～70	203,070	197,490	196,100	191,920	189,130	183,550	179,360	175,180
71～75	198,030	192,590	191,230	187,150	184,430	178,990	174,900	170,820
76～80	193,000	187,690	186,370	182,380	179,730	174,420	170,440	166,460
81～85	191,130	185,860	184,550	180,600	177,970	172,710	168,760	164,820
86～90	189,250	184,040	182,740	178,820	176,220	171,000	167,090	163,180
91～95	185,110	180,010	178,740	174,920	172,370	167,280	163,460	159,640
96～100	180,960	175,990	174,750	171,020	168,530	163,560	159,830	156,100
101～105	179,730	174,790	173,550	169,850	167,370	162,430	158,720	155,010
106～110	178,500	173,590	172,360	168,680	166,220	161,300	157,620	153,930
111～115	176,510	171,640	170,430	166,780	164,350	159,490	155,840	152,190
116～120	174,510	169,710	168,500	164,890	162,490	157,670	154,070	150,460
121～125	173,420	168,630	167,440	163,850	161,460	156,670	153,080	149,490
126～130	172,320	167,560	166,370	162,800	160,420	155,660	152,090	148,520
131～135	171,700	166,960	165,770	162,210	159,840	155,090	151,530	147,970
136～140	171,090	166,350	165,170	161,620	159,250	154,520	150,960	147,420
141～145	170,040	165,330	164,150	160,620	158,270	153,550	150,020	146,490
146～150	168,990	164,310	163,140	159,620	157,280	152,600	149,080	145,570
151人以上	167,860	163,210	162,050	158,560	156,230	151,570	148,080	144,590

ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	368,400	358,510	356,040	348,620	343,680	333,790	326,370	318,950
21～25人	339,560	330,400	328,110	321,230	316,650	307,490	300,620	293,740
26～30	310,720	302,280	300,170	293,840	289,630	281,190	274,860	268,540
31～35	289,080	281,210	279,250	273,350	269,420	261,550	255,660	249,760
36～40	267,440	260,150	258,330	252,860	249,210	241,920	236,450	230,980

（2）児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価

ア 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	305,380	297,730	295,820	290,090	286,270	278,620	272,890	267,160
31～35人	288,760	281,470	279,650	274,180	270,540	263,250	257,780	252,320
36～40	272,140	265,200	263,470	258,270	254,810	247,870	242,680	237,480
41～45	270,190	263,190	261,440	256,180	252,680	245,670	240,420	235,160
46～50	257,450	250,720	249,030	243,980	240,610	233,870	228,820	223,770
51～55	250,390	243,820	242,180	237,250	233,960	227,390	222,450	217,520
56～60	243,330	236,920	235,320	230,510	227,300	220,900	216,090	211,280
61～65	237,460	231,180	229,610	224,900	221,760	215,480	210,780	206,070
66～70	231,580	225,440	223,900	219,290	216,220	210,070	205,460	200,850
71～75	226,240	220,210	218,700	214,180	211,170	205,150	200,630	196,110
76～80	220,890	214,980	213,500	209,080	206,120	200,220	195,790	191,360
81～85	218,010	212,160	210,690	206,310	203,370	197,520	193,130	188,740
86～90	215,140	209,330	207,880	203,530	200,630	194,820	190,470	186,120
91～95	210,870	205,150	203,720	199,440	196,580	190,860	186,570	182,280
96～100	206,610	200,980	199,570	195,350	192,530	186,900	182,680	178,450
101～105	205,850	200,240	198,840	194,630	191,820	186,210	182,000	177,790
106～110	205,100	199,510	198,120	193,920	191,120	185,530	181,330	177,130
111～115	202,380	196,850	195,470	191,330	188,560	183,040	178,900	174,750
116～120	199,650	194,190	192,820	188,740	186,000	180,550	176,460	172,360
121～125	199,250	193,800	192,430	188,350	185,610	180,160	176,070	171,980
126～130	198,850	193,400	192,040	187,950	185,220	179,770	175,680	171,600
131～135	197,390	191,970	190,620	186,550	183,840	178,430	174,370	170,300
136～140	195,920	190,540	189,190	185,160	182,460	177,080	173,040	169,010
141～145	195,400	190,020	188,670	184,640	181,950	176,570	172,530	168,490
146～150	194,880	189,500	188,160	184,120	181,430	176,050	172,020	167,980
151人以上	193,060	187,730	186,400	182,410	179,730	174,400	170,410	166,410

イ 3.5:1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	324,300	316,100	314,060	307,910	303,820	295,620	289,480	283,340
31～35人	305,650	297,870	295,930	290,090	286,210	278,430	272,600	266,770
36～40	287,010	279,650	277,810	272,290	268,610	261,250	255,720	250,200
41～45	283,390	276,000	274,150	268,610	264,910	257,530	251,990	246,440
46～50	268,970	261,900	260,130	254,830	251,290	244,220	238,920	233,610
51～55	263,950	256,980	255,240	250,020	246,530	239,570	234,340	229,120
56～60	258,930	252,070	250,350	245,200	241,780	234,910	229,770	224,620
61～65	253,370	246,630	244,940	239,890	236,520	229,770	224,720	219,660
66～70	247,790	241,170	239,520	234,560	231,250	224,640	219,670	214,710
71～75	244,060	237,520	235,890	230,980	227,710	221,170	216,260	211,350
76～80	240,330	233,870	232,250	227,400	224,170	217,690	212,840	207,990
81～85	237,810	231,380	229,770	224,950	221,740	215,310	210,490	205,670
86～90	235,280	228,890	227,300	222,500	219,310	212,920	208,130	203,340
91～95	232,420	226,080	224,490	219,730	216,560	210,220	205,460	200,710
96～100	229,560	223,260	221,690	216,960	213,820	207,520	202,800	198,070
101～105	227,330	221,090	219,530	214,860	211,740	205,510	200,830	196,150
106～110	225,100	218,930	217,380	212,750	209,660	203,490	198,860	194,230
111～115	222,690	216,580	215,050	210,460	207,410	201,290	196,710	192,120
116～120	220,290	214,230	212,720	208,180	205,150	199,100	194,560	190,010
121～125	219,390	213,350	211,840	207,310	204,300	198,260	193,730	189,200
126～130	218,490	212,470	210,970	206,450	203,440	197,420	192,900	188,390
131～135	217,230	211,240	209,740	205,250	202,250	196,260	191,760	187,270
136～140	215,970	210,010	208,520	204,040	201,060	195,100	190,630	186,160
141～145	214,970	209,020	207,530	203,070	200,100	194,150	189,690	185,230
146～150	213,970	208,030	206,550	202,100	199,130	193,200	188,750	184,300
151人以上	212,590	206,690	205,220	200,800	197,850	191,950	187,530	183,110

ウ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	343,490	334,740	332,550	325,990	321,620	312,870	306,310	299,750
31～35人	328,980	320,520	318,410	312,070	307,850	299,390	293,050	286,710
36～40	314,460	306,310	304,270	298,150	294,070	285,910	279,790	273,670
41～45	314,310	306,030	303,950	297,740	293,590	285,310	279,090	272,880
46～50	303,350	295,290	293,270	287,220	283,180	275,110	269,060	263,010
51～55	296,620	288,700	286,720	280,790	276,830	268,920	262,980	257,050
56～60	289,880	282,120	280,180	274,360	270,480	262,720	256,900	251,080
61～65	282,870	275,270	273,370	267,680	263,880	256,280	250,590	244,890
66～70	275,860	268,420	266,560	260,990	257,280	249,850	244,280	238,700
71～75	272,030	264,680	262,840	257,330	253,650	246,300	240,780	235,270
76～80	268,220	260,940	259,120	253,660	250,020	242,740	237,290	231,830
81～85	264,410	257,210	255,410	250,010	246,410	239,210	233,810	228,410
86～90	260,600	253,480	251,700	246,360	242,800	235,680	230,340	224,990
91～95	256,550	249,510	247,750	242,470	238,950	231,910	226,620	221,350
96～100	252,510	245,550	243,810	238,580	235,100	228,140	222,920	217,700
101～105	251,920	244,970	243,230	238,020	234,550	227,600	222,390	217,180
106～110	251,330	244,390	242,660	237,460	233,990	227,060	221,860	216,660
111～115	248,740	241,870	240,160	235,000	231,570	224,700	219,550	214,390
116～120	246,160	239,360	237,650	232,540	229,140	222,340	217,240	212,130
121～125	245,150	238,360	236,670	231,580	228,180	221,400	216,310	211,220
126～130	244,130	237,370	235,680	230,610	227,230	220,450	215,390	210,310
131～135	243,500	236,750	235,060	229,990	226,610	219,860	214,800	209,730
136～140	242,860	236,120	234,430	229,370	226,000	219,260	214,210	209,150
141～145	241,800	235,070	233,390	228,340	224,980	218,260	213,210	208,160
146～150	240,730	234,020	232,340	227,310	223,960	217,250	212,210	207,180
151人以上	239,080	232,410	230,740	225,740	222,410	215,750	210,750	205,750

(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価

ア 1.5 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	895,440	871,560	865,590	847,690	835,750	811,870	793,960	776,050
11～15人	701,540	682,650	677,930	663,760	654,320	635,420	621,260	607,090
16～20	594,560	578,220	574,130	561,880	553,710	537,370	525,120	512,860
21～25	540,360	525,450	521,720	510,540	503,080	488,170	476,980	465,800
26～30	516,800	502,490	498,910	488,170	481,020	466,700	455,970	445,230
31～35	504,180	490,190	486,690	476,190	469,200	455,200	444,700	434,210
36～40	491,570	477,890	474,470	464,210	457,380	443,700	433,440	423,190
41～45	478,690	465,350	462,020	452,010	445,340	432,000	421,990	411,980
46～50	465,830	452,820	449,570	439,810	433,300	420,300	410,540	400,780
51～55	460,070	447,210	444,000	434,350	427,920	415,060	405,420	395,770
56～60	454,310	441,610	438,430	428,900	422,540	409,840	400,310	390,780
61～65	450,450	437,850	434,700	425,240	418,930	406,330	396,870	387,410
66～70	446,600	434,080	430,960	421,570	415,320	402,810	393,430	384,050
71～75	441,990	429,600	426,500	417,210	411,020	398,630	389,340	380,040
76～80	437,380	425,110	422,050	412,840	406,710	394,440	385,240	376,040
81～85	434,000	421,820	418,770	409,640	403,550	391,360	382,230	373,090
86～90	430,610	418,520	415,490	406,430	400,380	388,290	379,210	370,140
91人以上	425,850	413,880	410,900	401,920	395,940	383,970	374,990	366,020

イ 1.4 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	895,440	871,560	865,590	847,690	835,750	811,870	793,960	776,050
11～15人	736,150	716,280	711,310	696,410	686,470	666,590	651,690	636,780
16～20	620,330	603,260	598,990	586,190	577,650	560,580	547,780	534,980
21～25	561,130	545,630	541,750	530,120	522,370	506,870	495,240	483,610
26～30	534,110	519,300	515,600	504,500	497,090	482,290	471,180	460,080
31～35	525,180	510,590	506,940	496,000	488,710	474,110	463,170	452,220
36～40	516,260	501,880	498,280	487,500	480,320	465,940	455,160	444,380
41～45	506,540	492,410	488,880	478,280	471,210	457,070	446,480	435,880
46～50	496,830	482,940	479,470	469,050	462,110	448,220	437,800	427,380
51～55	489,520	475,830	472,410	462,130	455,290	441,590	431,320	421,050
56～60	482,220	468,710	465,340	455,220	448,470	434,970	424,850	414,720
61～65	477,060	463,690	460,350	450,330	443,650	430,280	420,260	410,240
66～70	471,890	458,670	455,360	445,440	438,820	425,600	415,680	405,750
71～75	467,220	454,110	450,830	441,000	434,450	421,350	411,520	401,690
76～80	462,540	449,550	446,310	436,570	430,080	417,090	407,360	397,630
81～85	458,740	445,860	442,640	432,980	426,540	413,650	403,990	394,320
86～90	454,950	442,170	438,970	429,380	422,990	410,200	400,620	391,030
91人以上	448,370	435,760	432,610	423,160	416,850	404,250	394,800	385,340

ウ 1.3 : 1 の職員配置を行った場合（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	947,360	922,010	915,670	896,650	883,980	858,620	839,610	820,590
11～15人	770,520	749,670	744,460	728,820	718,400	697,550	681,910	666,270
16～20	646,290	628,480	624,030	610,670	601,770	583,960	570,610	557,250
21～25	581,750	565,660	561,640	549,570	541,530	525,440	513,370	501,310
26～30	568,470	552,690	548,750	536,910	529,020	513,240	501,400	489,570
31～35	555,840	540,380	536,510	524,920	517,190	501,730	490,130	478,540
36～40	543,210	528,060	524,280	512,930	505,350	490,210	478,860	467,500
41～45	530,320	515,520	511,810	500,710	493,310	478,500	467,390	456,290
46～50	517,450	502,970	499,360	488,500	481,260	466,790	455,930	445,080
51～55	511,700	497,380	493,800	483,060	475,890	461,570	450,820	440,090
56～60	505,960	491,790	488,240	477,610	470,530	456,350	445,720	435,090
61～65	502,100	488,030	484,510	473,950	466,920	452,840	442,290	431,730
66～70	498,250	484,270	480,780	470,290	463,310	449,330	438,850	428,370
71～75	494,730	480,840	477,370	466,950	460,010	446,120	435,710	425,300
76～80	491,210	477,410	473,960	463,610	456,710	442,920	432,570	422,220
81～85	486,750	473,070	469,650	459,390	452,550	438,870	428,620	418,350
86～90	482,290	468,730	465,340	455,170	448,390	434,820	424,660	414,480
91人以上	477,540	464,110	460,750	450,670	443,960	430,520	420,450	410,370

エ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	627,360	611,000	606,910	594,640	586,460	570,100	557,830	545,560
11～15人	456,570	444,620	441,630	432,670	426,700	414,750	405,790	396,830
16～20	409,680	398,570	395,790	387,460	381,900	370,790	362,460	354,120
21～25	370,860	360,730	358,190	350,600	345,530	335,400	327,800	320,210
26～30	340,900	331,540	329,210	322,190	317,510	308,150	301,130	294,110
31～35	324,550	315,620	313,390	306,690	302,230	293,300	286,600	279,900
36～40	308,210	299,700	297,580	291,200	286,950	278,450	272,070	265,690
41～45	291,860	283,780	281,760	275,710	271,670	263,600	257,540	251,480
46～50	275,510	267,860	265,950	260,210	256,390	248,740	243,010	237,270
51～55	271,020	263,490	261,610	255,960	252,190	244,660	239,020	233,370
56～60	266,530	259,120	257,260	251,700	248,000	240,590	235,030	229,470
61～65	262,040	254,750	252,920	247,450	243,800	236,510	231,040	225,570
66～70	257,550	250,380	248,580	243,200	239,610	232,430	227,050	221,660
71～75	253,070	246,000	244,240	238,940	235,410	228,350	223,060	217,760
76～80	248,580	241,630	239,900	234,690	231,220	224,270	219,060	213,860
81～85	244,090	237,260	235,550	230,430	227,020	220,190	215,070	209,950
86～90	239,600	232,890	231,210	226,180	222,830	216,120	211,080	206,050
91人以上	235,110	228,520	226,870	221,930	218,630	212,040	207,090	202,150

オ 3 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	627,360	611,000	606,910	594,640	586,460	570,100	557,830	545,560
11～15人	492,730	479,750	476,500	466,770	460,280	447,290	437,560	427,820
16～20	436,780	424,890	421,920	413,010	407,060	395,180	386,260	377,350
21～25	392,540	381,790	379,100	371,040	365,660	354,910	346,850	338,790
26～30	358,970	349,100	346,630	339,220	334,280	324,410	317,000	309,600
31～35	346,240	336,690	334,300	327,140	322,360	312,810	305,650	298,490
36～40	333,510	324,280	321,980	315,060	310,440	301,220	294,300	287,380
41～45	320,780	311,880	309,650	302,970	298,520	289,620	282,940	276,270
46～50	308,050	299,470	297,330	290,890	286,600	278,020	271,590	265,160
51～55	303,020	294,570	292,460	286,130	281,910	273,460	267,130	260,790
56～60	297,990	289,680	287,600	281,360	277,210	268,900	262,660	256,430
61～65	292,960	284,780	282,740	276,600	272,510	264,330	258,200	252,060
66～70	287,930	279,890	277,870	271,840	267,810	259,770	253,730	247,700
71～75	282,910	274,990	273,010	267,080	263,120	255,200	249,270	243,330
76～80	277,880	270,090	268,150	262,310	258,420	250,640	244,800	238,960
81～85	272,850	265,200	263,290	257,550	253,720	246,070	240,340	234,600
86～90	267,820	260,300	258,420	252,790	249,030	241,510	235,870	230,230
91人以上	262,790	255,410	253,560	248,020	244,330	236,950	231,410	225,870

(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価

ア 4 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	459,780	447,090	443,920	437,720	434,250	421,560	412,040	402,530
21～25	419,850	408,160	405,240	399,240	395,790	384,110	375,340	366,580
26～30	379,920	369,240	366,570	360,770	357,340	346,650	338,640	330,630
31～35	361,290	351,100	348,560	342,880	339,500	329,310	321,670	314,020
36～40	342,670	332,970	330,550	325,010	321,660	311,970	304,700	297,430
41～45	331,160	321,760	319,410	313,880	310,510	301,100	294,050	286,990
46人以上	319,660	310,540	308,270	302,760	299,350	290,240	283,400	276,570

イ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	486,530	473,080	469,720	462,950	459,090	445,630	435,540	425,450
21～25人	442,710	430,370	427,280	420,790	417,010	404,670	395,410	386,150
26～30	398,890	387,650	384,850	378,630	374,930	363,700	355,280	346,850
31～35	378,200	367,530	364,850	358,820	355,190	344,510	336,500	328,490
36～40	357,520	347,400	344,870	339,010	335,450	325,320	317,730	310,140
41～45	344,280	334,500	332,050	326,240	322,670	312,890	305,560	298,220
46人以上	331,030	321,590	319,230	313,480	309,910	300,470	293,380	286,300

ウ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	512,350	498,160	494,610	487,290	483,060	468,870	458,230	447,590
21～25人	465,100	452,110	448,870	441,900	437,800	424,810	415,070	405,330
26～30	417,850	406,070	403,130	396,500	392,530	380,750	371,910	363,080
31～35	401,320	389,980	387,140	380,600	376,640	365,290	356,780	348,270
36～40	384,790	373,890	371,160	364,700	360,750	349,830	341,650	333,460
41～45	375,040	364,370	361,700	355,230	351,220	340,540	332,540	324,530
46人以上	365,290	354,860	352,250	345,760	341,690	331,250	323,430	315,610

(5) 一時保護所の配置改善加算分保護単価

ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,554,970	12,230,100	12,148,880	11,905,230	11,742,790	11,417,910	11,174,260	10,930,600
6～10人	18,346,120	17,844,310	17,718,860	17,342,500	17,091,600	16,589,790	16,213,430	15,837,070
11～15	29,399,980	28,573,300	28,366,620	27,746,610	27,333,270	26,506,580	25,886,570	25,266,560
16～20	35,191,120	34,187,510	33,936,600	33,183,880	32,682,080	31,678,460	30,925,740	30,173,030
21～25	40,982,270	39,801,720	39,506,580	38,621,160	38,030,890	36,850,330	35,964,910	35,079,500
26～30	52,564,560	51,030,150	50,646,530	49,495,710	48,728,500	47,194,080	46,043,260	44,892,450
31～35	62,953,410	61,094,130	60,629,290	59,234,820	58,305,170	56,445,870	55,051,400	53,656,930
36～40	68,744,560	66,708,340	66,199,270	64,672,100	63,653,980	61,617,750	60,090,570	58,563,410
41～45	74,535,700	72,322,560	71,769,250	70,109,370	69,002,790	66,789,620	65,129,740	63,469,880
46～50	80,326,850	77,936,770	77,339,220	75,546,650	74,351,600	71,961,500	70,168,920	68,376,350
51～55	86,117,990	83,550,980	82,909,200	80,983,920	79,700,410	77,133,370	75,208,090	73,282,830
56～60	91,909,140	89,165,190	88,479,180	86,421,200	85,049,220	82,305,240	80,247,260	78,189,300
61～65	97,700,280	94,779,400	94,049,160	91,858,480	90,398,030	87,477,120	85,286,440	83,095,770
66～70	103,491,430	100,393,620	99,619,130	97,295,750	95,746,840	92,648,990	90,325,610	88,002,240

※1か所当たりの年額

イ 4.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,554,970	12,230,100	12,148,880	11,905,230	11,742,790	11,417,910	11,174,260	10,930,600
6～10人	18,346,120	17,844,310	17,718,860	17,342,500	17,091,600	16,589,790	16,213,430	15,837,070
11～15	35,191,120	34,187,510	33,936,600	33,183,880	32,682,080	31,678,460	30,925,740	30,173,030
16～20	40,982,270	39,801,720	39,506,580	38,621,160	38,030,890	36,850,330	35,964,910	35,079,500
21～25	46,773,410	45,415,930	45,076,550	44,058,440	43,379,690	42,022,200	41,004,090	39,985,980
26～30	52,564,560	51,030,150	50,646,530	49,495,710	48,728,500	47,194,080	46,043,260	44,892,450
31～35	62,953,410	61,094,130	60,629,290	59,234,820	58,305,170	56,445,870	55,051,400	53,656,930
36～40	74,535,700	72,322,560	71,769,250	70,109,370	69,002,790	66,789,620	65,129,740	63,469,880
41～45	80,326,850	77,936,770	77,339,220	75,546,650	74,351,600	71,961,500	70,168,920	68,376,350
46～50	86,117,990	83,550,980	82,909,200	80,983,920	79,700,410	77,133,370	75,208,090	73,282,830
51～55	91,909,140	89,165,190	88,479,180	86,421,200	85,049,220	82,305,240	80,247,260	78,189,300
56～60	97,700,280	94,779,400	94,049,160	91,858,480	90,398,030	87,477,120	85,286,440	83,095,770
61～65	103,491,430	100,393,620	99,619,130	97,295,750	95,746,840	92,648,990	90,325,610	88,002,240
66～70	115,073,720	111,622,040	110,759,090	108,170,300	106,444,460	102,992,740	100,403,960	97,815,190

※1か所当たりの年額

ウ 4 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,554,970	12,230,100	12,148,880	11,905,230	11,742,790	11,417,910	11,174,260	10,930,600
6～10人	24,137,260	23,458,530	23,288,840	22,779,780	22,440,410	21,761,660	21,252,600	20,743,550
11～15	35,191,120	34,187,510	33,936,600	33,183,880	32,682,080	31,678,460	30,925,740	30,173,030
16～20	40,982,270	39,801,720	39,506,580	38,621,160	38,030,890	36,850,330	35,964,910	35,079,500
21～25	52,564,560	51,030,150	50,646,530	49,495,710	48,728,500	47,194,080	46,043,260	44,892,450
26～30	58,355,700	56,644,360	56,216,510	54,932,990	54,077,310	52,365,950	51,082,430	49,798,920
31～35	68,744,560	66,708,340	66,199,270	64,672,100	63,653,980	61,617,750	60,090,570	58,563,410
36～40	80,326,850	77,936,770	77,339,220	75,546,650	74,351,600	71,961,500	70,168,920	68,376,350
41～45	86,117,990	83,550,980	82,909,200	80,983,920	79,700,410	77,133,370	75,208,090	73,282,830
46～50	91,909,140	89,165,190	88,479,180	86,421,200	85,049,220	82,305,240	80,247,260	78,189,300
51～55	97,700,280	94,779,400	94,049,160	91,858,480	90,398,030	87,477,120	85,286,440	83,095,770
56～60	109,282,570	106,007,830	105,189,110	102,733,030	101,095,650	97,820,870	95,364,780	92,908,720
61～65	115,073,720	111,622,040	110,759,090	108,170,300	106,444,460	102,992,740	100,403,960	97,815,190
66～70	120,864,860	117,236,250	116,329,060	113,607,580	111,793,260	108,164,610	105,443,130	102,721,660

※1か所当たりの年額

エ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	18,346,120	17,844,310	17,718,860	17,342,500	17,091,600	16,589,790	16,213,430	15,837,070
6～10人	24,137,260	23,458,530	23,288,840	22,779,780	22,440,410	21,761,660	21,252,600	20,743,550
11～15	40,982,270	39,801,720	39,506,580	38,621,160	38,030,890	36,850,330	35,964,910	35,079,500
16～20	52,564,560	51,030,150	50,646,530	49,495,710	48,728,500	47,194,080	46,043,260	44,892,450
21～25	58,355,700	56,644,360	56,216,510	54,932,990	54,077,310	52,365,950	51,082,430	49,798,920
26～30	69,937,990	67,872,780	67,356,460	65,807,540	64,774,930	62,709,700	61,160,780	59,611,870
31～35	86,117,990	83,550,980	82,909,200	80,983,920	79,700,410	77,133,370	75,208,090	73,282,830
36～40	91,909,140	89,165,190	88,479,180	86,421,200	85,049,220	82,305,240	80,247,260	78,189,300
41～45	103,491,430	100,393,620	99,619,130	97,295,750	95,746,840	92,648,990	90,325,610	88,002,240
46～50	115,073,720	111,622,040	110,759,090	108,170,300	106,444,460	102,992,740	100,403,960	97,815,190
51～55	120,864,860	117,236,250	116,329,060	113,607,580	111,793,260	108,164,610	105,443,130	102,721,660
56～60	132,447,150	128,464,680	127,469,020	124,482,130	122,490,880	118,508,360	115,521,470	112,534,610
61～65	144,029,440	139,693,100	138,608,970	135,356,680	133,188,500	128,852,110	125,599,820	122,347,560
66～70	149,820,590	145,307,310	144,178,950	140,793,960	138,537,310	134,023,980	130,638,990	127,254,030

※1か所当たりの年額

オ 2 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	24,137,260	23,458,530	23,288,840	22,779,780	22,440,410	21,761,660	21,252,600	20,743,550
6～10人	35,719,550	34,686,950	34,428,790	33,654,330	33,138,020	32,105,410	31,330,950	30,556,490
11～15	58,355,700	56,644,360	56,216,510	54,932,990	54,077,310	52,365,950	51,082,430	49,798,920
16～20	69,937,990	67,872,780	67,356,460	65,807,540	64,774,930	62,709,700	61,160,780	59,611,870
21～25	87,311,430	84,715,420	84,066,390	82,119,370	80,821,360	78,225,320	76,278,300	74,331,290
26～30	98,893,720	95,943,840	95,206,350	92,993,920	91,518,980	88,569,070	86,356,640	84,144,230
31～35	120,864,860	117,236,250	116,329,060	113,607,580	111,793,260	108,164,610	105,443,130	102,721,660
36～40	132,447,150	128,464,680	127,469,020	124,482,130	122,490,880	118,508,360	115,521,470	112,534,610
41～45	149,820,590	145,307,310	144,178,950	140,793,960	138,537,310	134,023,980	130,638,990	127,254,030
46～50	161,402,880	156,535,740	155,318,900	151,668,510	149,234,930	144,367,730	140,717,340	137,066,970
51～55	178,776,310	173,378,370	172,028,830	167,980,340	165,281,350	159,883,350	155,834,860	151,786,390
56～60	190,358,600	184,606,800	183,168,790	178,854,890	175,978,970	170,227,100	165,913,200	161,599,340
61～65	207,732,040	201,449,430	199,878,720	195,166,720	192,025,400	185,742,720	181,030,720	176,318,760
66～70	219,314,330	212,677,860	211,018,670	206,041,270	202,723,020	196,086,470	191,109,070	186,131,700

※1か所当たりの年額

(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価（現員1人につき）

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(6.5:1)※ <sub>1</sub>	円	円	円	円	円	円	円	円
┌ 1.6:1	246,920	239,830	238,050	232,730	229,180	222,090	216,770	211,450
└ ※ <sub>2</sub> 1.5:1	271,610	263,810	261,860	256,000	252,100	244,300	238,450	232,590
┌ 1.4:1	301,790	293,120	290,950	284,450	280,110	271,440	264,940	258,440
└ 1.3:1	319,540	310,360	308,070	301,180	296,590	287,410	280,530	273,640
(5:1)※ <sub>1</sub>								
┌ 1.6:1	236,180	229,400	227,700	222,610	219,220	212,430	207,340	202,250
└ ※ <sub>2</sub> 1.5:1	258,680	251,250	249,390	243,810	240,100	232,670	227,090	221,520
┌ 1.4:1	285,910	277,690	275,640	269,480	265,370	257,160	251,000	244,840
└ 1.3:1	319,540	310,360	308,070	301,180	296,590	287,410	280,530	273,640
(4.5:1)※ <sub>1</sub>								
┌ 1.6:1	226,340	219,840	218,210	213,340	210,080	203,580	198,700	193,830
└ ※ <sub>2</sub> 1.5:1	246,920	239,830	238,050	232,730	229,180	222,090	216,770	211,450
┌ 1.4:1	271,610	263,810	261,860	256,000	252,100	244,300	238,450	232,590
└ 1.3:1	301,790	293,120	290,950	284,450	280,110	271,440	264,940	258,440
(4:1)※ <sub>1</sub>								
┌ 1.6:1	208,930	202,930	201,430	196,930	193,920	187,920	183,420	178,920
└ ※ <sub>2</sub> 1.5:1	226,340	219,840	218,210	213,340	210,080	203,580	198,700	193,830
┌ 1.4:1	258,680	251,250	249,390	243,810	240,100	232,670	227,090	221,520
└ 1.3:1	285,910	277,690	275,640	269,480	265,370	257,160	251,000	244,840

※<sub>1</sub> 少年に対する職員配置状況

※<sub>2</sub> 乳児に対する職員配置状況

※<sub>3</sub> ※<sub>2</sub>の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)※ <sub>1</sub>	円	円	円	円	円	円	円	円
※ <sub>2</sub> 1.6:1	230,920	224,380	222,750	217,850	214,580	208,040	203,140	198,240
1.5:1	254,010	246,820	245,020	239,630	236,040	228,850	223,450	218,060
1.4:1	282,230	274,250	272,250	266,260	262,260	254,270	248,280	242,290
1.3:1	298,840	290,380	288,260	281,920	277,690	269,230	262,890	256,540
(5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	220,880	214,630	213,060	208,370	205,250	199,000	194,310	189,620
1.5:1	241,920	235,070	233,360	228,220	224,800	217,950	212,810	207,680
1.4:1	267,380	259,810	257,920	252,240	248,460	240,890	235,210	229,540
1.3:1	298,840	290,380	288,260	281,920	277,690	269,230	262,890	256,540
(4.5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	211,680	205,680	204,190	199,690	196,700	190,700	186,210	181,720
1.5:1	230,920	224,380	222,750	217,850	214,580	208,040	203,140	198,240
1.4:1	254,010	246,820	245,020	239,630	236,040	228,850	223,450	218,060
1.3:1	282,230	274,250	272,250	266,260	262,260	254,270	248,280	242,290
(4:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	195,390	189,860	188,480	184,330	181,570	176,030	171,890	167,740
1.5:1	211,680	205,680	204,190	199,690	196,700	190,700	186,210	181,720
1.4:1	241,920	235,070	233,360	228,220	224,800	217,950	212,810	207,680
1.3:1	267,380	259,810	257,920	252,240	248,460	240,890	235,210	229,540

※1 少年に対する職員配置状況

※2 1歳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
(5.5:1)*	163,880	159,240	158,080	154,600	152,280	147,640	144,160	140,680
(5:1)*	153,940	149,590	148,500	145,230	143,050	138,690	135,420	132,160
(4.5:1)*	141,120	137,120	136,120	133,130	131,130	127,130	124,140	121,140
(4:1)*	127,000	123,410	122,510	119,810	118,020	114,420	111,720	109,030

※ 少年に対する職員配置状況

(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)* <sub>1</sub>	円	円	円	円	円	円	円	円
4:1	34,790	33,810	33,560	32,820	32,330	31,340	30,610	29,870
* <sub>2</sub> 3.5:1	52,920	51,420	51,040	49,920	49,170	47,670	46,550	45,430
3:1	76,970	74,790	74,250	72,610	71,520	69,340	67,710	66,080
(5:1)* <sub>1</sub>								
4:1	25,400	24,680	24,500	23,960	23,600	22,880	22,340	21,800
* <sub>2</sub> 3.5:1	43,790	42,550	42,240	41,310	40,690	39,450	38,520	37,590
3:1	67,730	65,820	65,340	63,900	62,940	61,020	59,580	58,150
(4.5:1)* <sub>1</sub>								
4:1	14,110	13,710	13,610	13,310	13,110	12,710	12,410	12,110
* <sub>2</sub> 3.5:1	32,350	31,440	31,210	30,520	30,060	29,150	28,460	27,770
3:1	56,440	54,850	54,450	53,250	52,450	50,850	49,650	48,450
(4:1)* <sub>1</sub>								
* <sub>2</sub> 3.5:1	18,140	17,630	17,500	17,110	16,860	16,340	15,960	15,570
3:1	42,330	41,130	40,830	39,930	39,340	38,140	37,240	36,340

※1 少年に対する職員配置状況

※2 3歳以上児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

## (10) 里親支援専門相談員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,680	26,900	26,710	26,120	25,730	24,950	24,360	23,780
21～25人	22,150	21,520	21,360	20,900	20,580	19,960	19,490	19,020
26～30	18,450	17,930	17,800	17,410	17,150	16,630	16,240	15,850
31～35	15,820	15,370	15,260	14,920	14,700	14,260	13,920	13,590
36～40	13,840	13,450	13,350	13,060	12,860	12,470	12,180	11,890
41～45	12,300	11,950	11,870	11,610	11,430	11,090	10,830	10,570
46～50	11,070	10,760	10,680	10,450	10,290	9,980	9,740	9,510
51～55	10,060	9,780	9,710	9,500	9,350	9,070	8,860	8,640
56～60	9,220	8,960	8,900	8,700	8,570	8,310	8,120	7,920
61～65	8,510	8,270	8,210	8,030	7,910	7,670	7,490	7,310
66～70	7,910	7,680	7,630	7,460	7,350	7,130	6,960	6,790
71～75	7,380	7,170	7,120	6,960	6,860	6,650	6,490	6,340
76～80	6,920	6,720	6,670	6,530	6,430	6,230	6,090	5,940
81～85	6,510	6,330	6,280	6,140	6,050	5,870	5,730	5,590
86～90	6,150	5,970	5,930	5,800	5,710	5,540	5,410	5,280
91～95	5,820	5,660	5,620	5,500	5,410	5,250	5,130	5,000
96～100	5,530	5,380	5,340	5,220	5,140	4,990	4,870	4,750
101～105	5,270	5,120	5,080	4,970	4,900	4,750	4,640	4,530
106～110	5,030	4,890	4,850	4,750	4,670	4,530	4,430	4,320
111～115	4,810	4,670	4,640	4,540	4,470	4,340	4,230	4,130
116～120	4,610	4,480	4,450	4,350	4,280	4,150	4,060	3,960
121～125	4,430	4,300	4,270	4,180	4,110	3,990	3,890	3,800
126～130	4,260	4,140	4,100	4,010	3,950	3,830	3,740	3,650
131～135	4,100	3,980	3,950	3,870	3,810	3,690	3,610	3,520
136～140	3,950	3,840	3,810	3,730	3,670	3,560	3,480	3,390
141～145	3,810	3,710	3,680	3,600	3,550	3,440	3,360	3,280
146～150	3,690	3,580	3,560	3,480	3,430	3,320	3,240	3,170
151人以上	3,570	3,470	3,440	3,370	3,320	3,220	3,140	3,060

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	55,370	53,810	53,420	52,250	51,470	49,910	48,730	47,560
11～15人	36,910	35,870	35,610	34,830	34,310	33,270	32,490	31,710
16～20	27,680	26,900	26,710	26,120	25,730	24,950	24,360	23,780
21～25	22,150	21,520	21,360	20,900	20,580	19,960	19,490	19,020
26～30	18,450	17,930	17,800	17,410	17,150	16,630	16,240	15,850
31～35	15,820	15,370	15,260	14,920	14,700	14,260	13,920	13,590
36～40	13,840	13,450	13,350	13,060	12,860	12,470	12,180	11,890
41～45	12,300	11,950	11,870	11,610	11,430	11,090	10,830	10,570
46～50	11,070	10,760	10,680	10,450	10,290	9,980	9,740	9,510
51～55	10,060	9,780	9,710	9,500	9,350	9,070	8,860	8,640
56～60	9,220	8,960	8,900	8,700	8,570	8,310	8,120	7,920
61～65	8,510	8,270	8,210	8,030	7,910	7,670	7,490	7,310
66～70	7,910	7,680	7,630	7,460	7,350	7,130	6,960	6,790
71～75	7,380	7,170	7,120	6,960	6,860	6,650	6,490	6,340
76～80	6,920	6,720	6,670	6,530	6,430	6,230	6,090	5,940
81～85	6,510	6,330	6,280	6,140	6,050	5,870	5,730	5,590
86～90	6,150	5,970	5,930	5,800	5,710	5,540	5,410	5,280
91人以上	5,820	5,660	5,620	5,500	5,410	5,250	5,130	5,000

## (11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価）

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,290	26,510	26,310	25,730	25,340	24,560	23,970	23,380
21～25人	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,710
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,480	14,030	13,700	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～45	12,130	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350
51～55	9,920	9,640	9,570	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,240	7,010	6,850	6,680
71～75	7,270	7,070	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,140	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,050	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,930	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,270	3,160	3,090	3,010

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35人	15,590	15,140	15,030	14,700	14,480	14,030	13,700	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～45	12,130	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350
51～55	9,920	9,640	9,570	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,240	7,010	6,850	6,680
71～75	7,270	7,070	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,140	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,050	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,930	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,270	3,160	3,090	3,010

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,580	53,020	52,630	51,460	50,680	49,110	47,940	46,770
11～15人	36,390	35,340	35,080	34,300	33,780	32,740	31,960	31,180
16～20	27,290	26,510	26,310	25,730	25,340	24,560	23,970	23,380
21～25	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,710
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,480	14,030	13,700	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～45	12,130	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350
51～55	9,920	9,640	9,570	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,240	7,010	6,850	6,680
71～75	7,270	7,070	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,140	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91人以上	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,290	26,510	26,310	25,730	25,340	24,560	23,970	23,380
21～25	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,710
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,480	14,030	13,700	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～45	12,130	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46人以上	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	36,390	35,340	35,080	34,300	33,780	32,740	31,960	31,180
11～20世帯	27,290	26,510	26,310	25,730	25,340	24,560	23,970	23,380
21～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350
51世帯以上	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790

(12) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 60,650	円 58,910	円 58,480	円 57,180	円 56,310	円 54,570	円 53,270	円 51,970

イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	36,390	35,340	35,080	34,300	33,780	32,740	31,960	31,180
11~20世帯	27,290	26,510	26,310	25,730	25,340	24,560	23,970	23,380
21~30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31~40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41~50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350
51世帯以上	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790

## (13) 職業指導員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	24,700	24,010	23,830	23,310	22,960	22,270	21,740	21,220
21～25人	19,760	19,200	19,060	18,650	18,370	17,810	17,390	16,980
26～30	16,470	16,000	15,890	15,540	15,310	14,840	14,490	14,150
31～35	14,110	13,720	13,620	13,320	13,120	12,720	12,420	12,120
36～40	12,350	12,000	11,910	11,650	11,480	11,130	10,870	10,610
41～45	10,980	10,670	10,590	10,360	10,200	9,890	9,660	9,430
46～50	9,880	9,600	9,530	9,320	9,180	8,900	8,690	8,490
51～55	8,980	8,730	8,660	8,470	8,350	8,090	7,900	7,710
56～60	8,230	8,000	7,940	7,770	7,650	7,420	7,240	7,070
61～65	7,600	7,380	7,330	7,170	7,060	6,850	6,690	6,530
66～70	7,050	6,860	6,810	6,660	6,560	6,360	6,210	6,060
71～75	6,580	6,400	6,350	6,210	6,120	5,930	5,790	5,660
76～80	6,170	6,000	5,950	5,820	5,740	5,560	5,430	5,300
81～85	5,810	5,650	5,600	5,480	5,400	5,240	5,110	4,990
86～90	5,490	5,330	5,290	5,180	5,100	4,940	4,830	4,710
91～95	5,200	5,050	5,010	4,900	4,830	4,680	4,570	4,460
96～100	4,940	4,800	4,760	4,660	4,590	4,450	4,340	4,240
101～105	4,700	4,570	4,540	4,440	4,370	4,240	4,140	4,040
106～110	4,490	4,360	4,330	4,230	4,170	4,040	3,950	3,850
111～115	4,290	4,170	4,140	4,050	3,990	3,870	3,780	3,690
116～120	4,110	4,000	3,970	3,880	3,820	3,710	3,620	3,530
121～125	3,950	3,840	3,810	3,730	3,670	3,560	3,480	3,390
126～130	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,260
131～135	3,660	3,550	3,530	3,450	3,400	3,290	3,220	3,140
136～140	3,530	3,430	3,400	3,330	3,280	3,180	3,100	3,030
141～145	3,400	3,310	3,280	3,210	3,160	3,070	3,000	2,920
146～150	3,290	3,200	3,170	3,100	3,060	2,960	2,900	2,830
151人以上	3,180	3,090	3,070	3,000	2,960	2,870	2,800	2,730

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	17,400	16,900	16,770	16,400	16,150	15,660	15,280	14,910
31～35人	14,910	14,480	14,380	14,060	13,840	13,420	13,100	12,780
36～40	13,050	12,670	12,580	12,300	12,110	11,740	11,460	11,180
41～45	11,600	11,260	11,180	10,930	10,770	10,440	10,190	9,940
46～50	10,440	10,140	10,060	9,840	9,690	9,390	9,170	8,940
51～55	9,490	9,220	9,150	8,940	8,810	8,540	8,330	8,130
56～60	8,700	8,450	8,380	8,200	8,070	7,830	7,640	7,450
61～65	8,030	7,800	7,740	7,570	7,450	7,220	7,050	6,880
66～70	7,450	7,240	7,190	7,030	6,920	6,710	6,550	6,390
71～75	6,960	6,760	6,710	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960
76～80	6,520	6,330	6,290	6,150	6,050	5,870	5,730	5,590
81～85	6,140	5,960	5,920	5,790	5,700	5,520	5,390	5,260
86～90	5,800	5,630	5,590	5,460	5,380	5,220	5,090	4,970
91～95	5,490	5,330	5,290	5,180	5,100	4,940	4,820	4,710
96～100	5,220	5,070	5,030	4,920	4,840	4,690	4,580	4,470
101～105	4,970	4,820	4,790	4,680	4,610	4,470	4,360	4,260
106～110	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
111～115	4,530	4,400	4,370	4,280	4,210	4,080	3,980	3,890
116～120	4,350	4,220	4,190	4,100	4,030	3,910	3,820	3,720
121～125	4,170	4,050	4,020	3,930	3,870	3,750	3,660	3,570
126～130	4,010	3,900	3,870	3,780	3,720	3,610	3,520	3,440
131～135	3,860	3,750	3,720	3,640	3,590	3,480	3,390	3,310
136～140	3,720	3,620	3,590	3,510	3,460	3,350	3,270	3,190
141～145	3,600	3,490	3,470	3,390	3,340	3,240	3,160	3,080
146～150	3,480	3,380	3,350	3,280	3,230	3,130	3,050	2,980
151人以上	3,360	3,270	3,240	3,170	3,120	3,030	2,950	2,880

## (14) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	24,390	23,610	23,410	22,830	22,440	21,650	21,070	20,480
21～25人	19,510	18,880	18,730	18,260	17,950	17,320	16,850	16,390
26～30	16,260	15,740	15,610	15,220	14,960	14,440	14,040	13,650
31～35	13,930	13,490	13,380	13,040	12,820	12,370	12,040	11,700
36～40	12,190	11,800	11,700	11,410	11,220	10,830	10,530	10,240
41～45	10,840	10,490	10,400	10,140	9,970	9,620	9,360	9,100
46～50	9,750	9,440	9,360	9,130	8,970	8,660	8,430	8,190
51～55	8,860	8,580	8,510	8,300	8,160	7,870	7,660	7,450
56～60	8,130	7,870	7,800	7,610	7,480	7,220	7,020	6,830
61～65	7,500	7,260	7,200	7,020	6,900	6,660	6,480	6,300
66～70	6,960	6,740	6,690	6,520	6,410	6,180	6,020	5,850
71～75	6,500	6,290	6,240	6,080	5,980	5,770	5,620	5,460
76～80	6,090	5,900	5,850	5,700	5,610	5,410	5,260	5,120
81～85	5,730	5,550	5,500	5,370	5,280	5,090	4,950	4,820
86～90	5,420	5,240	5,200	5,070	4,980	4,810	4,680	4,550
91～95	5,130	4,970	4,930	4,800	4,720	4,560	4,430	4,310
96～100	4,870	4,720	4,680	4,560	4,480	4,330	4,210	4,090
101～105	4,640	4,490	4,460	4,340	4,270	4,120	4,010	3,900
106～110	4,430	4,290	4,250	4,150	4,080	3,930	3,830	3,720
111～115	4,240	4,100	4,070	3,970	3,900	3,760	3,660	3,560
116～120	4,060	3,930	3,900	3,800	3,740	3,610	3,510	3,410
121～125	3,900	3,770	3,740	3,650	3,590	3,460	3,370	3,270
126～130	3,750	3,630	3,600	3,510	3,450	3,330	3,240	3,150
131～135	3,610	3,490	3,460	3,380	3,320	3,200	3,120	3,030
136～140	3,480	3,370	3,340	3,260	3,200	3,090	3,010	2,920
141～145	3,360	3,250	3,230	3,140	3,090	2,980	2,900	2,820
146～150	3,250	3,140	3,120	3,040	2,990	2,880	2,810	2,730
151人以上	3,140	3,040	3,020	2,940	2,890	2,790	2,710	2,640

## (15) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	32,940	32,010	31,780	31,080	30,620	29,690	28,990	28,300
11～20世帯	24,700	24,010	23,830	23,310	22,960	22,270	21,740	21,220
21～30	16,470	16,000	15,890	15,540	15,310	14,840	14,490	14,150
31～40	14,820	14,400	14,300	13,980	13,780	13,360	13,040	12,730
41～50	13,170	12,800	12,710	12,430	12,240	11,870	11,590	11,320
51世帯以上	11,530	11,200	11,120	10,880	10,710	10,390	10,140	9,900

## (16) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	55,190	53,550	53,140	51,910	51,080	49,440	48,210	46,970
20世帯	27,590	26,770	26,570	25,950	25,540	24,720	24,100	23,480
30世帯	18,400	17,850	17,710	17,300	17,020	16,480	16,070	15,650
31～40	13,800	13,380	13,280	12,970	12,770	12,360	12,050	11,740
41～50	11,040	10,710	10,620	10,380	10,210	9,880	9,640	9,390
51世帯以上	9,200	8,920	8,850	8,650	8,510	8,240	8,030	7,820

## (17) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	52,640	51,080	50,690	49,520	48,740	47,180	46,010	44,840
11～20	26,320	25,540	25,340	24,760	24,370	23,590	23,000	22,420
21～30	17,540	17,020	16,890	16,500	16,240	15,720	15,330	14,940
31～40	13,160	12,770	12,670	12,380	12,180	11,790	11,500	11,210
41～50	11,840	11,490	11,400	11,140	10,960	10,610	10,350	10,080
51世帯以上	10,530	10,210	10,130	9,900	9,740	9,430	9,200	8,960

## (18) 小規模グループケア加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,090	32,310	32,110	31,530	31,140	30,360	29,770	29,190
21～25人	26,470	25,850	25,690	25,220	24,910	24,290	23,820	23,350
26～30	22,060	21,540	21,410	21,020	20,760	20,240	19,850	19,460
31～35	18,910	18,460	18,350	18,010	17,790	17,350	17,010	16,680
36～40	16,540	16,150	16,060	15,760	15,570	15,180	14,880	14,590
41～45	14,700	14,360	14,270	14,010	13,840	13,490	13,230	12,970
46～50	13,230	12,920	12,840	12,610	12,450	12,140	11,910	11,670
51～55	12,030	11,750	11,680	11,460	11,320	11,040	10,820	10,610
56～60	11,030	10,770	10,700	10,510	10,380	10,120	9,920	9,730
61～65	10,180	9,940	9,880	9,700	9,580	9,340	9,160	8,980
66～70	9,450	9,230	9,170	9,010	8,890	8,670	8,500	8,340
71～75	8,820	8,610	8,560	8,410	8,300	8,090	7,940	7,780
76～80	8,270	8,070	8,030	7,880	7,780	7,590	7,440	7,290
81～85	7,780	7,600	7,550	7,410	7,320	7,140	7,000	6,860
86～90	7,350	7,180	7,130	7,000	6,920	6,740	6,610	6,480
91～95	6,960	6,800	6,760	6,630	6,550	6,390	6,260	6,140
96～100	6,610	6,460	6,420	6,300	6,220	6,070	5,950	5,830
101～105	6,300	6,150	6,110	6,000	5,930	5,780	5,670	5,560
106～110	6,010	5,870	5,840	5,730	5,660	5,520	5,410	5,300
111～115	5,750	5,620	5,580	5,480	5,410	5,280	5,170	5,070
116～120	5,510	5,380	5,350	5,250	5,190	5,060	4,960	4,860
121～125	5,290	5,170	5,140	5,040	4,980	4,850	4,760	4,670
126～130	5,090	4,970	4,940	4,850	4,790	4,670	4,580	4,490
131～135	4,900	4,780	4,750	4,670	4,610	4,490	4,410	4,320
136～140	4,720	4,610	4,580	4,500	4,440	4,330	4,250	4,170
141～145	4,560	4,450	4,430	4,340	4,290	4,180	4,100	4,020
146～150	4,410	4,300	4,280	4,200	4,150	4,040	3,970	3,890
151人以上	4,270	4,170	4,140	4,060	4,010	3,910	3,840	3,760

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	22,060	21,540	21,410	21,020	20,760	20,240	19,850	19,460
31～35人	18,910	18,460	18,350	18,010	17,790	17,350	17,010	16,680
36～40	16,540	16,150	16,060	15,760	15,570	15,180	14,880	14,590
41～45	14,700	14,360	14,270	14,010	13,840	13,490	13,230	12,970
46～50	13,230	12,920	12,840	12,610	12,450	12,140	11,910	11,670
51～55	12,030	11,750	11,680	11,460	11,320	11,040	10,820	10,610
56～60	11,030	10,770	10,700	10,510	10,380	10,120	9,920	9,730
61～65	10,180	9,940	9,880	9,700	9,580	9,340	9,160	8,980
66～70	9,450	9,230	9,170	9,010	8,890	8,670	8,500	8,340
71～75	8,820	8,610	8,560	8,410	8,300	8,090	7,940	7,780
76～80	8,270	8,070	8,030	7,880	7,780	7,590	7,440	7,290
81～85	7,780	7,600	7,550	7,410	7,320	7,140	7,000	6,860
86～90	7,350	7,180	7,130	7,000	6,920	6,740	6,610	6,480
91～95	6,960	6,800	6,760	6,630	6,550	6,390	6,260	6,140
96～100	6,610	6,460	6,420	6,300	6,220	6,070	5,950	5,830
101～105	6,300	6,150	6,110	6,000	5,930	5,780	5,670	5,560
106～110	6,010	5,870	5,840	5,730	5,660	5,520	5,410	5,300
111～115	5,750	5,620	5,580	5,480	5,410	5,280	5,170	5,070
116～120	5,510	5,380	5,350	5,250	5,190	5,060	4,960	4,860
121～125	5,290	5,170	5,140	5,040	4,980	4,850	4,760	4,670
126～130	5,090	4,970	4,940	4,850	4,790	4,670	4,580	4,490
131～135	4,900	4,780	4,750	4,670	4,610	4,490	4,410	4,320
136～140	4,720	4,610	4,580	4,500	4,440	4,330	4,250	4,170
141～145	4,560	4,450	4,430	4,340	4,290	4,180	4,100	4,020
146～150	4,410	4,300	4,280	4,200	4,150	4,040	3,970	3,890
151人以上	4,270	4,170	4,140	4,060	4,010	3,910	3,840	3,760

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	66,190	64,620	64,230	63,060	62,280	60,720	59,550	58,380
11～15人	44,120	43,080	42,820	42,040	41,520	40,480	39,700	38,920
16～20	33,090	32,310	32,110	31,530	31,140	30,360	29,770	29,190
21～25	26,470	25,850	25,690	25,220	24,910	24,290	23,820	23,350
26～30	22,060	21,540	21,410	21,020	20,760	20,240	19,850	19,460
31～35	18,910	18,460	18,350	18,010	17,790	17,350	17,010	16,680
36～40	16,540	16,150	16,060	15,760	15,570	15,180	14,880	14,590
41～45	14,700	14,360	14,270	14,010	13,840	13,490	13,230	12,970
46～50	13,230	12,920	12,840	12,610	12,450	12,140	11,910	11,670
51～55	12,030	11,750	11,680	11,460	11,320	11,040	10,820	10,610
56～60	11,030	10,770	10,700	10,510	10,380	10,120	9,920	9,730
61～65	10,180	9,940	9,880	9,700	9,580	9,340	9,160	8,980
66～70	9,450	9,230	9,170	9,010	8,890	8,670	8,500	8,340
71～75	8,820	8,610	8,560	8,410	8,300	8,090	7,940	7,780
76～80	8,270	8,070	8,030	7,880	7,780	7,590	7,440	7,290
81～85	7,780	7,600	7,550	7,410	7,320	7,140	7,000	6,860
86～90	7,350	7,180	7,130	7,000	6,920	6,740	6,610	6,480
91人以上	6,960	6,800	6,760	6,630	6,550	6,390	6,260	6,140

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,090	32,310	32,110	31,530	31,140	30,360	29,770	29,190
21～25	26,470	25,850	25,690	25,220	24,910	24,290	23,820	23,350
26～30	22,060	21,540	21,410	21,020	20,760	20,240	19,850	19,460
31～35	18,910	18,460	18,350	18,010	17,790	17,350	17,010	16,680
36～40	16,540	16,150	16,060	15,760	15,570	15,180	14,880	14,590
41～45	14,700	14,360	14,270	14,010	13,840	13,490	13,230	12,970
46人以上	13,230	12,920	12,840	12,610	12,450	12,140	11,910	11,670

## (19) 家庭支援専門相談員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,290	26,510	26,310	25,730	25,340	24,560	23,970	23,380
21～25人	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,710
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,480	14,030	13,700	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～45	12,130	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350
51～55	9,920	9,640	9,570	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,240	7,010	6,850	6,680
71～75	7,270	7,070	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,140	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,050	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,930	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,270	3,160	3,090	3,010

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35人	15,590	15,140	15,030	14,700	14,480	14,030	13,700	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～45	12,130	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350
51～55	9,920	9,640	9,570	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,240	7,010	6,850	6,680
71～75	7,270	7,070	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,140	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,050	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,930	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,270	3,160	3,090	3,010

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,580	53,020	52,630	51,460	50,680	49,110	47,940	46,770
11～15人	36,390	35,340	35,080	34,300	33,780	32,740	31,960	31,180
16～20	27,290	26,510	26,310	25,730	25,340	24,560	23,970	23,380
21～25	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,710
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,480	14,030	13,700	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～45	12,130	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350
51～55	9,920	9,640	9,570	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,240	7,010	6,850	6,680
71～75	7,270	7,070	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,140	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91人以上	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,290	26,510	26,310	25,730	25,340	24,560	23,970	23,380
21～25人	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,710
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,480	14,030	13,700	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～45	12,130	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46人以上	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350

(20) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設、  
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	14,240
21 ~ 25人	11,390
26 ~ 30	9,490
31 ~ 35	8,140
36 ~ 40	7,120
41 ~ 45	6,330
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,180
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,380
66 ~ 70	4,070
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,560
81 ~ 85	3,350
86 ~ 90	3,160
91 ~ 95	2,990
96 ~ 100	2,840
101 ~ 105	2,710
106 ~ 110	2,590
111 ~ 115	2,470
116 ~ 120	2,370
121 ~ 125	2,270
126 ~ 130	2,190
131 ~ 135	2,110
136 ~ 140	2,030
141 ~ 145	1,960
146 ~ 150	1,890
151人以上	1,830

イ 児童自立支援施設  
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,490
31 ~ 35人	8,140
36 ~ 40	7,120
41 ~ 45	6,330
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,180
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,380
66 ~ 70	4,070
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,560
81 ~ 85	3,350
86 ~ 90	3,160
91 ~ 95	2,990
96 ~ 100	2,840
101 ~ 105	2,710
106 ~ 110	2,590
111 ~ 115	2,470
116 ~ 120	2,370
121 ~ 125	2,270
126 ~ 130	2,190
131 ~ 135	2,110
136 ~ 140	2,030
141 ~ 145	1,960
146 ~ 150	1,890
151人以上	1,830

ウ 乳児院  
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	28,480
11 ~ 15人	18,990
16 ~ 20	14,240
21 ~ 25	11,390
26 ~ 30	9,490
31 ~ 35	8,140
36 ~ 40	7,120
41 ~ 45	6,330
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,180
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,380
66 ~ 70	4,070
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,560
81 ~ 85	3,350
86 ~ 90	3,160
91人以上	2,990

エ 母子生活支援施設  
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	28,480
11 ~ 20世帯	14,240
21 ~ 30	9,490
31 ~ 40	7,120
41 ~ 50	5,690
51世帯以上	4,740

オ 児童養護施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	9,210
21 ~ 25人	7,360
26 ~ 30	6,140
31 ~ 35	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,350
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

カ 児童自立支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	6,140
31 ~ 35人	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,350
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

キ 乳児院  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	18,420
11 ~ 15人	12,280
16 ~ 20	9,210
21 ~ 25	7,360
26 ~ 30	6,140
31 ~ 35	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,350
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91人以上	1,930

ク 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	18,420
11 ~ 20世帯	9,210
21 ~ 30	6,140
31 ~ 40	4,600
41 ~ 50	3,680
51世帯以上	3,070

## (21) 基幹的職員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	1,110	1,070	1,060	1,040	1,020	980	960	930
21～25人	890	860	850	830	810	790	760	740
26～30	740	710	710	690	680	650	640	620
31～35	630	610	610	590	580	560	540	530
36～40	550	530	530	520	510	490	480	460
41～45	490	470	470	460	450	430	420	410
46～50	440	430	420	410	400	390	380	370
51～55	400	390	380	370	370	350	340	330
56～60	370	350	350	340	340	320	320	310
61～65	340	330	320	320	310	300	290	280
66～70	310	300	300	290	290	280	270	260
71～75	290	280	280	270	270	260	250	240
76～80	270	270	260	260	250	240	240	230
81～85	260	250	250	240	240	230	220	210
86～90	240	240	230	230	220	210	210	200
91～95	230	220	220	210	210	200	200	190
96～100	220	210	210	200	200	190	190	180
101～105	210	200	200	190	190	180	180	170
106～110	200	190	190	180	180	180	170	170
111～115	190	180	180	180	170	170	160	160
116～120	180	180	170	170	170	160	160	150
121～125	170	170	170	160	160	150	150	140
126～130	170	160	160	160	150	150	140	140
131～135	160	160	150	150	150	140	140	130
136～140	150	150	150	140	140	140	130	130
141～145	150	140	140	140	140	130	130	120
146～150	140	140	140	130	130	130	120	120
151人以上	140	130	130	130	130	120	120	120

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	740	710	710	690	680	650	640	620
31～35人	630	610	610	590	580	560	540	530
36～40	550	530	530	520	510	490	480	460
41～45	490	470	470	460	450	430	420	410
46～50	440	430	420	410	400	390	380	370
51～55	400	390	380	370	370	350	340	330
56～60	370	350	350	340	340	320	320	310
61～65	340	330	320	320	310	300	290	280
66～70	310	300	300	290	290	280	270	260
71～75	290	280	280	270	270	260	250	240
76～80	270	270	260	260	250	240	240	230
81～85	260	250	250	240	240	230	220	210
86～90	240	240	230	230	220	210	210	200
91～95	230	220	220	210	210	200	200	190
96～100	220	210	210	200	200	190	190	180
101～105	210	200	200	190	190	180	180	170
106～110	200	190	190	180	180	180	170	170
111～115	190	180	180	180	170	170	160	160
116～120	180	180	170	170	170	160	160	150
121～125	170	170	170	160	160	150	150	140
126～130	170	160	160	160	150	150	140	140
131～135	160	160	150	150	150	140	140	130
136～140	150	150	150	140	140	140	130	130
141～145	150	140	140	140	140	130	130	120
146～150	140	140	140	130	130	130	120	120
151人以上	140	130	130	130	130	120	120	120

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,220	2,150	2,130	2,080	2,040	1,970	1,920	1,860
11～15人	1,480	1,430	1,420	1,380	1,360	1,310	1,280	1,240
16～20	1,110	1,070	1,060	1,040	1,020	980	960	930
21～25	890	860	850	830	810	790	760	740
26～30	740	710	710	690	680	650	640	620
31～35	630	610	610	590	580	560	540	530
36～40	550	530	530	520	510	490	480	460
41～45	490	470	470	460	450	430	420	410
46～50	440	430	420	410	400	390	380	370
51～55	400	390	380	370	370	350	340	330
56～60	370	350	350	340	340	320	320	310
61～65	340	330	320	320	310	300	290	280
66～70	310	300	300	290	290	280	270	260
71～75	290	280	280	270	270	260	250	240
76～80	270	270	260	260	250	240	240	230
81～85	260	250	250	240	240	230	220	210
86～90	240	240	230	230	220	210	210	200
91人以上	230	220	220	210	210	200	200	190

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	1,110	1,070	1,060	1,040	1,020	980	960	930
21～25	890	860	850	830	810	790	760	740
26～30	740	710	710	690	680	650	640	620
31～35	630	610	610	590	580	560	540	530
36～40	550	530	530	520	510	490	480	460
41～45	490	470	470	460	450	430	420	410
46人以上	440	430	420	410	400	390	380	370

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,480	1,430	1,420	1,380	1,360	1,310	1,280	1,240
11～20世帯	1,110	1,070	1,060	1,040	1,020	980	960	930
21～30	740	710	710	690	680	650	640	620
31～40	550	530	530	520	510	490	480	460
41～50	440	430	420	410	400	390	380	370
51世帯以上	370	350	350	340	340	320	320	310

## (22) ボイラー技士雇上費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	10,050
21 ～ 25人	8,040
26 ～ 30	6,700
31 ～ 35	5,740
36 ～ 40	5,030
41 ～ 45	4,470
46 ～ 50	4,020
51 ～ 55	3,650
56 ～ 60	3,350
61 ～ 65	3,090
66 ～ 70	2,870
71 ～ 75	2,680
76 ～ 80	2,510
81 ～ 85	2,360
86 ～ 90	2,230
91 ～ 95	2,110
96 ～ 100	2,010
101 ～ 105	1,910
106 ～ 110	1,820
111 ～ 115	1,740
116 ～ 120	1,670
121 ～ 125	1,600
126 ～ 130	1,540
131 ～ 135	1,490
136 ～ 140	1,430
141 ～ 145	1,380
146 ～ 150	1,340
151人以上	1,290

## (23) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	7,780
21 ～ 25人	6,220
26 ～ 30	5,190
31 ～ 35	4,440
36 ～ 40	3,890
41 ～ 45	3,460
46 ～ 50	3,110
51 ～ 55	2,830
56 ～ 60	2,590
61 ～ 65	2,390
66 ～ 70	2,220
71 ～ 75	2,070
76 ～ 80	1,940
81 ～ 85	1,830
86 ～ 90	1,730
91 ～ 95	1,630
96 ～ 100	1,550
101 ～ 105	1,480
106 ～ 110	1,410
111 ～ 115	1,350
116 ～ 120	1,290
121 ～ 125	1,240
126 ～ 130	1,190
131 ～ 135	1,150
136 ～ 140	1,110
141 ～ 145	1,070
146 ～ 150	1,030
151人以上	1,000

(24) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	8,200

(25) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	7,120
41 ~ 50	5,690
51世帯以上	4,740

(26) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	16,180
11 ~ 20世帯	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(27) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	15,560
11 ~ 20世帯	7,780
21 ~ 30	5,190
31 ~ 40	3,890
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(28) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	32,940	32,010	31,780	31,080	30,620	29,690	28,990	28,300
11~20世帯	24,700	24,010	23,830	23,310	22,960	22,270	21,740	21,220
21~30	16,470	16,000	15,890	15,540	15,310	14,840	14,490	14,150
31~40	14,820	14,400	14,300	13,980	13,780	13,360	13,040	12,730
41~50	13,170	12,800	12,710	12,430	12,240	11,870	11,590	11,320
51世帯以上	11,530	11,200	11,120	10,880	10,710	10,390	10,140	9,900

(29) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	9,380
21~25人	7,510
26~30人	6,250
31~35人	5,360

(30) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
心理療法担当職員加算分	円 5,824,067

区分	定員	年額
個別対応職員加算分	11人～20人	円 5,572,540
	21人以上	11,145,080

区分	年額
栄養士加算分	円 4,410,755

区分	定員	年額
事務職員加算分	20人まで	円 1,414,880
	21人以上	4,714,866

(31) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 6,100

(32) 降灰除去費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 153,890

(33) 社会的養護処遇改善加算分保護単価  
処遇改善加算 (I)

職員	月額
1人当たり	円 6,060

処遇改善加算 (II)

職員	月額
1人当たり	円 6,060

処遇改善加算 (III)

職員	月額
1人当たり	円 18,200

処遇改善加算 (IV)

職員	月額
1人当たり	円 42,480

処遇改善加算 (V)

職員	月額
1人当たり	円 6,060

## (34) 小規模かつ地域分散化加算分保護単価

## ア 分園型小規模グループケア

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,290	26,510	26,310	25,730	25,340	24,560	23,970	23,380
21～25人	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,710
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,480	14,030	13,700	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～45	12,130	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350
51～55	9,920	9,640	9,570	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,240	7,010	6,850	6,680
71～75	7,270	7,070	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,140	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,050	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,930	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,270	3,160	3,090	3,010

## イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	545,820	530,220	526,320	514,620	506,760	491,160	479,460	467,760

## (35) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,290	26,510	26,310	25,730	25,340	24,560	23,970	23,380
21～25人	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,710
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,480	14,030	13,700	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～45	12,130	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350
51～55	9,920	9,640	9,570	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,240	7,010	6,850	6,680
71～75	7,270	7,070	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,140	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,050	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,930	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,270	3,160	3,090	3,010

## (36) 医療的ケア児等受入加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	66,190	64,620	64,230	63,060	62,280	60,720	59,550	58,380
21～25人	52,950	51,700	51,390	50,450	49,830	48,580	47,640	46,700
26～30	44,120	43,080	42,820	42,040	41,520	40,480	39,700	38,920
31～35	37,820	36,930	36,700	36,030	35,590	34,700	34,030	33,360
36～40	33,090	32,310	32,110	31,530	31,140	30,360	29,770	29,190
41～45	29,410	28,720	28,550	28,030	27,680	26,980	26,460	25,940
46～50	26,470	25,850	25,690	25,220	24,910	24,290	23,820	23,350
51～55	24,070	23,500	23,360	22,930	22,650	22,080	21,650	21,230
56～60	22,060	21,540	21,410	21,020	20,760	20,240	19,850	19,460
61～65	20,360	19,880	19,760	19,400	19,160	18,680	18,320	17,960
66～70	18,910	18,460	18,350	18,010	17,790	17,350	17,010	16,680
71～75	17,650	17,230	17,130	16,810	16,610	16,190	15,880	15,560
76～80	16,540	16,150	16,060	15,760	15,570	15,180	14,880	14,590
81～85	15,570	15,200	15,110	14,840	14,650	14,280	14,010	13,730
86～90	14,700	14,360	14,270	14,010	13,840	13,490	13,230	12,970
91～95	13,930	13,600	13,520	13,270	13,110	12,780	12,530	12,290
96～100	13,230	12,920	12,840	12,610	12,450	12,140	11,910	11,670
101～105	12,600	12,310	12,230	12,010	11,860	11,560	11,340	11,120
106～110	12,030	11,750	11,680	11,460	11,320	11,040	10,820	10,610
111～115	11,510	11,240	11,170	10,960	10,830	10,560	10,350	10,150
116～120	11,030	10,770	10,700	10,510	10,380	10,120	9,920	9,730
121～125	10,590	10,340	10,270	10,090	9,960	9,710	9,520	9,340
126～130	10,180	9,940	9,880	9,700	9,580	9,340	9,160	8,980
131～135	9,800	9,570	9,510	9,340	9,220	8,990	8,820	8,640
136～140	9,450	9,230	9,170	9,010	8,890	8,670	8,500	8,340
141～145	9,130	8,910	8,860	8,690	8,590	8,370	8,210	8,050
146～150	8,820	8,610	8,560	8,410	8,300	8,090	7,940	7,780
151人以上	8,540	8,340	8,280	8,130	8,030	7,830	7,680	7,530

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	116,990	113,990	113,240	112,420	109,490	106,490	104,240	101,990
11～15人	77,990	75,990	75,490	74,950	72,990	70,990	69,490	67,990
16～20	58,490	56,990	56,620	56,210	54,740	53,240	52,120	50,990
21～25	46,790	45,590	45,290	44,970	43,790	42,590	41,690	40,790
26～30	38,990	37,990	37,740	37,470	36,490	35,490	34,740	33,990
31～35	33,420	32,570	32,350	32,120	31,280	30,420	29,780	29,140
36～40	29,240	28,490	28,310	28,100	27,370	26,620	26,060	25,500
41～45	25,990	25,330	25,160	24,980	24,330	23,660	23,160	22,660
46～50	23,390	22,790	22,640	22,480	21,890	21,290	20,840	20,390
51～55	21,270	20,720	20,590	20,440	19,900	19,360	18,950	18,540
56～60	19,490	18,990	18,870	18,730	18,240	17,740	17,370	16,990
61～65	18,000	17,530	17,420	17,290	16,840	16,380	16,030	15,690
66～70	16,710	16,280	16,170	16,060	15,640	15,210	14,890	14,570
71～75	15,600	15,200	15,100	14,990	14,600	14,200	13,900	13,600
76～80	14,620	14,250	14,150	14,050	13,680	13,310	13,030	12,750
81～85	13,760	13,410	13,320	13,220	12,880	12,520	12,260	11,990
86～90	13,000	12,660	12,580	12,490	12,160	11,830	11,580	11,330
91人以上	12,310	12,000	11,920	11,830	11,520	11,210	10,970	10,730

## (37) 自立支援担当職員加算（I）分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,290	26,510	26,310	25,730	25,340	24,560	23,970	23,380
21～25人	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,710
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,480	14,030	13,700	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～45	12,130	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350
51～55	9,920	9,640	9,570	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,240	7,010	6,850	6,680
71～75	7,270	7,070	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,140	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,050	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,930	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,270	3,160	3,090	3,010

## イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	545,820	530,220	526,320	514,620	506,760	491,160	479,460	467,760

ウ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,480	14,030	13,700	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～45	12,130	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350
51～55	9,920	9,640	9,570	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,240	7,010	6,850	6,680
71～75	7,270	7,070	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,140	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,050	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,930	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,270	3,160	3,090	3,010

エ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	36,390	35,340	35,080	34,300	33,780	32,740	31,960	31,180
11～20世帯	27,290	26,510	26,310	25,730	25,340	24,560	23,970	23,380
21～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350
51世帯以上	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790

オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	109,160	106,040	105,260	102,920	101,360	98,230	95,890	93,550

カ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,290	26,510	26,310	25,730	25,340	24,560	23,970	23,380
21～25	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,710
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,480	14,030	13,700	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,670	12,280	11,980	11,690
41～45	12,130	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46人以上	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,590	9,350

キ 自立援助ホーム

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	90,970	88,370	87,720	85,770	84,460	81,860	79,910	77,960
7～9	60,650	58,910	58,480	57,180	56,310	54,570	53,270	51,970
10～12	45,480	44,180	43,860	42,880	42,230	40,930	39,950	38,980
13～15	36,390	35,340	35,080	34,300	33,780	32,740	31,960	31,180
16～18	30,320	29,450	29,240	28,590	28,150	27,280	26,630	25,980
19人以上	28,720	27,900	27,700	27,080	26,670	25,850	25,230	24,620

(37) 自立支援担当職員加算（Ⅱ）分保護単価

ア 児童養護施設  
（非常勤職員）

定員	月額
	円
20人まで	12,410
21 ～ 25人	9,920
26 ～ 30	8,270
31 ～ 35人	7,090
36 ～ 40	6,200
41 ～ 45	5,510
46 ～ 50	4,960
51 ～ 55	4,510
56 ～ 60	4,130
61 ～ 65	3,810
66 ～ 70	3,540
71 ～ 75	3,310
76 ～ 80	3,100
81 ～ 85	2,920
86 ～ 90	2,750
91 ～ 95	2,610
96 ～ 100	2,480
101 ～ 105	2,360
106 ～ 110	2,250
111 ～ 115	2,150
116 ～ 120	2,060
121 ～ 125	1,980
126 ～ 130	1,900
131 ～ 135	1,830
136 ～ 140	1,770
141 ～ 145	1,710
146 ～ 150	1,650
151人以上	1,600

ウ 児童自立支援施設  
（非常勤職員）

定員	月額
	円
30人まで	8,270
31 ～ 35人	7,090
36 ～ 40	6,200
41 ～ 45	5,510
46 ～ 50	4,960
51 ～ 55	4,510
56 ～ 60	4,130
61 ～ 65	3,810
66 ～ 70	3,540
71 ～ 75	3,310
76 ～ 80	3,100
81 ～ 85	2,920
86 ～ 90	2,750
91 ～ 95	2,610
96 ～ 100	2,480
101 ～ 105	2,360
106 ～ 110	2,250
111 ～ 115	2,150
116 ～ 120	2,060
121 ～ 125	1,980
126 ～ 130	1,900
131 ～ 135	1,830
136 ～ 140	1,770
141 ～ 145	1,710
146 ～ 150	1,650
151人以上	1,600

イ 地域小規模児童養護施設  
（非常勤職員）

定員	月額
1施設当たり	248,160円

エ 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	16,540
11 ~ 20世帯	12,410
21 ~ 30	8,270
31 ~ 40	6,200
31 ~ 50	4,960
51世帯以上	4,130

オ 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設(非常勤職員)

定員	月額
	円
1世帯につき	49,640

カ 児童心理治療施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	8,270
31 ~ 35	7,090
36 ~ 40	6,200
41 ~ 45	5,510
46人以上	4,960

キ 自立援助ホーム  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
6人まで	41,360
7 ~ 9	27,580
10 ~ 12	20,680
13 ~ 15	16,540
16 ~ 18	13,790
19人以上	13,060

## 別表 2

## 児童福祉施設の職種別職員定数表

## (1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

## (参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
地域小規模児童養護施設等 バックアップ職員加算	1人。
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員又は保育士2人。 管理宿直等職員2人。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。ただし、定員に応じて心理療法担当職員を配置する場合は定員10人以上につき1人。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(3) 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。

家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

## (5) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。 特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

## (6) 児童心理治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員	定員9人につき1人、8人につき1人、7人につき1人配置した場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(自立援助ホーム))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。

(8) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
自立支援担当職員加算	1人。

(10) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(参考：加算職員一覧(小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員（1人、非常勤）及び年休代替要員費等が含まれる。



経費の 種目	一般生活費以外の事業費																		
	一般生活費	被虐待児 受入加算費	幼稚園費	教育費	学校給食費	見学旅行費	入進 学 支 度 金	特別育成費	夏季等特別 行事費	期末一時 扶助費	職業指導費	就職支度費・ 大学進学等自 立生活支度費	葬祭費	冷暖房費	予防接種費	防災対策費			
	日 額	日 額	月 額	月 額	月 額	年 額	年 額	上 限 月 額	1 件 当 り 年 額	月 額	1 件 当 り 額	1 件 当 り 月 額	月 額	年 額	年 額				
一時保護所	①一時保護され た日から5日目 まで (一般分) 4,340円 (乳児分) 5,870円	850円	幼稚園等の就 園に必要な入 学金、保育 料、制服等の 実費 ただし、就園 奨励費補助額 を控除した額	(一般分) 小学校 2,210円 中学校 4,380円 特別支援学校 の高等部 4,380円	その学校にお いて徴収され る実費	小学校 第6学年 22,690円 中学校 第3学年 60,910円	小学校 第1学年 入学児童 64,300円 中学校 第1学年 進学児童 86,300円	高等学校 在学児童 (公立) 23,330円 (私立) 34,540円 (入学時) 86,300円	3,150円	5,500円	通所のための 交通費実費教 科書代等 5,030円				1級地 4,740円 2級地 4,470円 3級地 4,420円 4級地 3,530円 その他の地域 870円	予防接種に かかる実費	総合的な防災 対策の充実に かかる実費の 合算額(た だし、45万円以 内)		
	②6日目から 30日目まで (一般分) 1,200円 (乳児分) 1,210円			(加算分) 1 教材代の 実費 2 通学のた めの交通 費の実費 3 部活動に必 要な道具代 運送費等の 実費 4 学習塾に必 要な授業 料、講習会 費等の実費 5 児童自立 支援施設 の教材費 小学校該当児 200円 中学校該当児 290円		高等学校 第3学年 (特別支援学 校高等部を含 む。) 111,290円	高等学校 第3学年 進学児童 81,000円	通学のための 交通費の実費 就職又は進学 に役立つ資格 取得又は講習 等を受講する ための経費 57,620円											
	③①及び②以外 (一般分) 1,710円 (乳児分) 1,980円																		
	④乳児院病虚弱 等児童加算費 3,450円																		

(注)この表に定めるもののほか、(1)児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2)里親については委託手当として月額90,000円(専門里親は月額141,000円)が支弁され、(3)ファミリーホーム、自立援助ホーム若しくは里親(専門里親を含む。)に対して新規に委託したときには委託児童1人につき委託開始月に44,630円が加算され、(4)里親(専門里親を含む。)及びファミリーホームが一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき8,640円(2歳未満児)、5,600円(2歳以上児)が支弁され、(5)児童自立支援施設児童が逃亡したときには連れもどし費が支弁され、(6)助産施設入所者については、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩助産料(分娩児1人につき236,200円)、胎盤処置料、新生児介助料及び保険料が支弁される。(7)一時保護委託児童であって、別に定めるところにより支弁が必要と認められた場合、一時保護委託費として月額4,630円(新型コロナウイルスの影響により病院へ一時保護委託した場合は36,460円)が支弁され、(8)里親委託児童(一時保護委託を含む)であって別に定めるところにより定期的な通院が必要な場合、対象児童1人につき月額7,500円(専門里親は月額15,000円)が支弁され、(9)一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合、対象児童1人につき月額1,860円が支弁される。